

プロジェクト研究

第16号

●刊行の辞

総合研究機構長 川上 泰雄

●研究ノート

1930年代イギリス外交と地中海

ーイギリス・イタリア地中海紳士協定を中心にー 1

教師教育研究所 招聘研究員 遠藤紳一郎

●機構誌のあゆみ

審査選考委員長の仕事 15

機構誌掲載一覧 17

●鼎談

“強み”を活かし、“独自性”を引き出す

ー総合研究機構のこれからを語るー 23

総合研究機構長 川上 泰雄

審査選考委員長 吉野 孝

評価委員長 大野 高裕

●プロジェクト研究所一覧 30



Waseda University
Comprehensive Research Organization

2021年度 早稲田大学 総合研究機構

刊 行 の 辞

早稲田大学総合研究機構長 川 上 泰 雄

総合研究機構が管轄するプロジェクト研究所は2022年3月現在で総数114に及び、いずれも精力的に研究を遂行中である。現在、プロジェクト研究所に研究所員として参画する本学専任教員は約900名にのぼり、外部の研究機関から招聘された研究員は1,700名を超えている。それぞれの研究活動は大きく5分野に分かれ、「科学技術の最先端に迫る」「地域社会の未来に貢献する」「次代の社会システムを創造する」「新しい教育のあり方を探る」「文化の継承・発展に資する」が志向されている。プロジェクト研究所の特徴として、人文科学、社会科学、自然科学といった研究分野や、研究科・学部といった研究・教育組織の範疇にとらわれず、分野横断的・複合的なアカデミアの構築を目指している点があげられる。プロジェクト研究所は、早稲田大学の研究活動のフロンティアを開拓する集団であるといえよう。

プロジェクト研究所の研究成果の一端を、刊行物として「見える化」し、学内外に発信することが本誌『プロジェクト研究』の役割である。ご覧いただけるとおわかりの通り、今号には「研究ノート」が掲載されている。本誌は、総合研究機構の活動とその成果を学内外の読者に問う、いわゆる「紀要」としての役割を担うものである。ともすると専門性が希薄になりがちな、多領域を含有する「紀要」の問題点は、客観的な評価というステップを欠いた研究成果を一方的に発信する場合が少なくないことである。この弊を回避するため、本誌に掲載される論文・研究ノートについては査読制を採り、各専門分野の研究者による厳格なピア・レビューを経て、最終的に採択が決定されたものだけに限定されていることを付記しておきたい。査読は厳しく、掲載が見送られた論考も少なくない。この点で、各論考のクオリティは高いレベルになっているといえよう。

もちろん、各プロジェクト研究所の活動は、本誌に掲載されている論考の執筆に限定されず、多彩な形で展開されている。活動の成果は、国内外での学会発表、研究会やシンポジウム、セミナーの開催、専門誌への論文投稿、雑誌やインターネット上での寄稿、講義、講演、そして研究グループの一層の拡大となって現れている。本誌はプロジェクト研究所の多彩な成果のごく一部に過ぎない。本誌に加え、総合研究機構のホームページ（www.waseda.jp/inst/cro/）を通じて、最新のニュースや各研究所の活動についてもぜひチェックしていただきたい。

プロジェクト研究所と総合研究機構は2000年4月に発足し、その研究活動を学内外に示すべく、2代機構長 吉田順一教授によって2006年に本誌が創刊された。さらに3代機構長 伊東孝之教授、そして4代機構長 花井俊介教授により、各研究所の研究内容をいっそう広く公開する機関誌として充実が図られ、今日に至っている。昨年度9月から機構長を引き継いだ小生は、本誌を通じて各プロジェクト研究所の多彩な活動を深く知るところとなっている。依然世界を震撼させているコロナ禍のなか、活動の制限を余儀なくされたであろう各研究所のご尽力に敬意を表したい。読者の皆様には、この『プロジェクト研究』を有効にご活用いただき、プロジェクト研究所を中心とした本学の研究活動のさらなる活性化に対して、一層のご協力をお願い申し上げる次第である。

1930年代イギリス外交と地中海

ーイギリス・イタリア地中海紳士協定を中心にー

教師教育研究所

招聘研究員 遠 藤 紳一郎

要 旨

1930年代のイギリスにとり、地中海およびその周辺地域は、パクス・ブリタニカの遺産である自治領などの海外諸権益とイギリス本国とを結ぶ主要幹線ルートとして、国家安全保障上重要な位置を占めていた。1936～39年には、ヒトラーが西部・中部ヨーロッパ地域で対外膨張政策を具体化している。その間アビシニア戦争およびスペイン内戦を通じて、ドイツ・イタリア枢軸関係は進展しており、イギリス外交における対イタリア関係の位置づけは、対ファシズム外交全般の問題と深く結びついていた。1930年代イギリス外交のキーワードとなる「宥和政策」との関連では、イギリス政府部内で、対イタリア交渉をめぐる首脳間の深刻な対立を誘発するなど、地中海権益は外交上の重要課題となる。

本論の目的は、第一に、1937年1月に締結された「イギリス・イタリア地中海紳士協定」をとりあげて、「紳士協定」締結交渉の前提、交渉過程、「紳士協定」の内容と性格、そして締結交渉が行われた背景に焦点を当て、同協定におけるイギリス外交上の課題を明確にすることである。第二に、当時のイギリス・イタリア両国の地中海権益の中で果たした意義、さらにはイギリス外交の指導者アンソニー・イーデンの政策との関連についても検討する。

「イギリス・イタリア地中海紳士協定」は、アビシニア戦争やスペイン内戦、対ドイツ政策を通じて、1930年代後半に深刻化するイギリスとイタリアの対立関係に、一大転換をもたらしたと評価できる。さらに「紳士協定」は、1938年2月のネヴィル・チェンバレン内閣のアンソニー・イーデン外相辞任問題や同年4月の「イギリス・イタリア協定」（「復活祭協定」）締結の伏線となるなど、外交上の「論点」としても多面的な性格を持つものである。

キーワード

30年代イギリスの地中海政策、ファシスト政権の地中海政策、スペイン内戦と独伊枢軸関係、イーデンと英伊協定交渉、対イタリア宥和政策

英文要旨

In the 1930s, the Mediterranean and its surrounding areas were important for Britain's national security as the main artery linking Britain with its overseas interests, including the autonomous territories that were the legacy of its ascendancy in the age of *Pax Britannica*. In 1936-39, Germany under Hitler began to expand into western and central Europe. During that period, the German-Italian axis was formed in the wake of the Abyssinian War and the Spanish Civil War, and the British relations with Italy came to be deeply connected with the question of foreign policy towards fascism in general. In relation to the "appeasement policy", which was to become the key element in British foreign policy in the 1930s, Mediterranean interests occupied significant position in its formulation, for there was much difference in opinion among decision-makers as to policies to be taken towards Italy.

The aim of this paper is, firstly, to examine the premises, the process of negotiation, the content

and nature of the Anglo-Italian Mediterranean Gentlemen's Agreement of January 1937, focusing on its international context, and to clarify its meaning for British diplomacy. Secondly, this paper will assess the significance of the Agreement for both British and Italian interests in the Mediterranean at the time, paying special attention to the thinking of Anthony Eden, the British Foreign Minister.

The signing of the Gentlemen's Agreement was a crucial turning point in the relationship between Britain and Italy, which was becoming increasingly confrontational and serious in the late thirties because of the Abyssinian War, the Spanish Civil War and the Italian policy towards Germany. The Gentlemen's Agreement can be regarded as foreshadowing the Anglo-Italian Agreement ("Easter Agreement") of April 1938, which was signed after the resignation of Eden from Neville Chamberlain's cabinet in February. This paper attempts to throw new light on the Gentlemen's Agreement, which has such a multifaceted character but has been rather neglected.

1. はじめにー研究目的と研究動向

19世紀の大英帝国以来、地中海はイギリスにとって重要な海域であり続けてきた。2021年現在でも、地中海と大西洋を繋ぐ要衝ジブラルタルにイギリス海軍基地が存在する事実からも、地中海権益がいかに重要であるかが分る。本論が扱う1930年代のイギリスにおいては、地中海およびその周辺地域は、パクス・ブリタニカの遺産である自治領などの海外諸権益とイギリス本国とを結ぶ主要幹線ルート（エンパイアルート）として、国家安全保障上重要な位置を占めていた。30年代後半には、イタリアがアビシニア（エチオピア）に侵攻し、スペイン内戦（36年から39年）への積極的介入を通じて、地中海地域への膨張活動を活発化させイギリスとの利害対立は先鋭化する。これ以降イギリス政府にとり、地中海地域におけるイタリアの勢力拡大は、看過できない外交上の重要課題と認識されるのである。

36年から39年の時期は、ヒトラーが西部・中部ヨーロッパにおいて対外膨張政策を具体化させていた。さらにアビシニア戦争およびスペイン内戦期を通じて、ドイツ・イタリア枢軸関係は進展していた。それゆえにイギリス外交における対イタリア政策の位置づけは、対ファシズム外交全般の問題と深く結びつく。さらに視点を変えて、30年代イギリス外交のキーワードとなる「宥和政策」との関連で述べれば、イギリス政府部内で対イタリア交渉、特にイタリアの敵対性をめぐり首脳間

に深刻な対立を誘発するなど、地中海権益問題はイギリス国内政治のレベルでも重要な政治課題となる。そうした状況を踏まえて、30年代後半のイギリス・イタリア関係における試金石となる、「イギリス・イタリア地中海紳士協定」（Anglo-Italian Mediterranean Gentlemen's Agreement）に焦点を当て、イギリス政府の政策決定過程の内部について解明することは意義があると考えられる。

この時点でなぜ紳士協定が試金石であるかといえ、アビシニア戦争やスペイン内戦、そして対ドイツ政策との関連で、30年代後半期に深刻化するイギリス・イタリアの対立関係に一つの転換点をもたらす可能性を持つと評価できるからである。さらに同紳士協定は、38年2月のネヴィル・チェンバレン（Neville Chamberlain）内閣のアンソニー・イーデン（Anthony Eden）外相の辞任問題や同年4月の「イギリス・イタリア協定」（Anglo-Italian Agreement）（「復活祭協定」、同年11月発効）締結への伏線となるなど、イギリス外交上の課題として多面的な性格を持つものである⁽¹⁾。また、紳士協定締結交渉を主導したイーデンと宥和政策との関係性、すなわちイーデンの「反宥和主義者」としての評価についても再検討する必要がある。その点については、本論の結びにおいて取り上げる。

次に、本論に関わる先行研究について述べる。30年代イギリス政治外交史研究全体については、30年代の公文書開示が進展するに伴い、欧米においては60年代、わが国では70年代後半から80年代

にかけて、木畑洋一や佐々木雄太により、一次資料に基づく本格的研究が進捗した⁽²⁾。本書のテーマである、イギリスの地中海権益に関連する政策決定過程の研究については、イギリス・日本ともに80年代以降、幾つかの成果が発表されている⁽³⁾。しかしながら、2000年代以降は、1930年代イギリス外交研究・地中海権益研究ともに、あまり体系的にはなされて来なかった。その中で、近年日本においては、ムッソリーニ（Benito Mussolini）の個人伝記の翻訳本や、1920・30年代の英独関係の研究書が刊行されるなど、今後の戦間期国際政治史研究・イギリス外交史研究の進展が期待できる環境が、徐々に整備されつつある状況にある⁽⁴⁾。

本論の研究上の位置づけについて述べると、現在までに、「イギリス・イタリア地中海紳士協定」を中心にイギリス政府の政策決定過程について論及した研究成果はわが国には殆どなく、本論において、同紳士協定の背景及び交渉過程、性格を体系的に検証することは、30年代イギリス政治外交研究、特に「政策決定過程研究」および「宥和政策研究」の領域において意義があるものと考えられる。

以上の研究動向を踏まえて、本稿の目的は、第一に、37年1月に締結された「イギリス・イタリア地中海紳士協定」をとりあげて、「紳士協定」締結交渉の前提、交渉過程および「紳士協定」の内容とその性格、そして締結交渉が行われる契機となった背景に焦点を当て、同協定に含まれるイギリス外交上の課題について明確にすることである。第二に、それが当時のイギリス・イタリア両国の地中海権益のなかで果たした意義について検証する。第三に、協定締結当時のイギリス外交指導者イーデンの政策観、具体的には「宥和政策」をめぐる評価、および後の外相辞任問題との関連についても検討する。

ここで補足すると、同協定は、正式には「地中海に関するイギリス・イタリア協定」、一般には「イギリス・イタリア地中海紳士協定」という名称で呼ばれており、「地中海の現状維持に関する

宣言」および「交換公式文書」により構成されている。因みに「紳士協定」とは、当事者相互間の信義に基づいて履行されるもので、法的な履行義務を伴わない二者以上（国家・団体など）間の約束をさす⁽⁵⁾。

なお、交渉の前提・交渉過程については、論点整理のために時系列にしたがい記述することにする。

2. 交渉の前提

イタリアの状況

1936年11月1日、イタリア首相ムッソリーニは、ミラノにおいて、有名な「ローマ・ベルリン枢軸関係」を誇らかに宣言する⁽⁶⁾。同時に彼は、自国の地中海権益についても、「イタリアは地中海における一つの島である。……たとえば他の人々にとっては、地中海が一つの通路に過ぎなかったとしても、われわれにとってそれは生命なのである」と述べたのである⁽⁷⁾。この言葉からも、30年代を通じて、ファシスト政権の地中海地域における利害関心が、なみなみならぬものがあつたことを窺い知ることができるのである。

元来、自国内に有力な産業をもたず、近代的な資本蓄積もヨーロッパ諸列強中で最も脆弱であるイタリアは、伝統的に経済発展の活路を海外進出に見いだそうとする傾向が強かった。加えて1922年以来、政治を掌握するファシスト政権は、主たる政治的基盤を大衆的人気に依存する関係上、自国の国家威信をヨーロッパ諸大国および周辺諸国に誇示することで、政権の安定と維持基盤の強化を図ろうとした⁽⁸⁾。したがってファシスト政府にとって、地中海権益を保持しさらに発展させることが国益上の最優先課題とされたのである。

30年代に入ると、ムッソリーニは、自国を含めた地中海周辺地域さらには北アフリカの自国植民地領を併せて、イタリア勢力ブロック、すなわち「イタリア帝国」の建設を、具体的プランとして考慮するようになる⁽⁹⁾。35年10月に始まるアビシ

ニア（エチオピア）への本格的な軍事侵攻も、その文脈の中で捉える必要がある。この時にムッソリーニの最終的な決断を促したものは、国内の政情の安定化に加えて、地中海地域に自国の覇権を築こうとする強い欲求にほかならない。

このムッソリーニの賭けは、国際連盟による経済制裁の不徹底⁽¹⁰⁾ およびイギリス・フランス両大国の対応の鈍さに助けられて、一定の成果を上げることができた。この成功体験が、36年7月に始まるスペイン内戦に際して、反共和国政府軍（反乱軍）であるフランコ指揮下のナショナリスト勢力側を、積極的に軍事支援する契機となった点は否めない。しかしながら、アビシニア戦争の勝利に自信を深めたイタリア政府首脳部も、スペイン内戦に全面的に介入する意志は保持していなかった。その主な要因としては、第一に、自国経済がアビシニア戦争以来の戦役にこれ以上耐え切れないと判断していた点、第二に、スペインへの全面的介入が招く国際的緊張、とりわけイギリスとの対立激化に自国が経済・軍事両面で対抗し続けるだけの自信が持てなかった点が考えられる。

当時のイタリア政府がおかれた国際的地位は、ヨーロッパおよび地中海周辺地域において、自国勢力拡張の絶好の機会があれば的確に捉えて、イギリスやフランス勢力に揺さぶりをかける、いわば脇役的存在に過ぎなかった。特にイギリスと正面をきって戦火を交える意志はなく、また自国の脆弱な国内体制もそれを許さなかったのである⁽¹¹⁾。

36年段階では、イタリア政府は、イギリスを地中海および周辺地域における自国権益伸長上の一大障害と見なしていたが、未だ明確なる敵国とまでは認識していない。ただし、アビシニア戦争およびスペイン内戦期を通じて、地中海地域および周辺地域において、イギリスと常に利害が抵触する可能性は高く、両国間の対立関係は激化せざるを得ない状況にあった。しかしながら、ムッソリーニおよびチャーノ（Galeazzo Ciano）外相は、アビシニア戦争以来、自国がこれ以上国際的孤立を深めることは地中海政策の観点からも好ましくな

いと判断していた。そこで新たに現状打開策として、イギリスとの象徴的（具体的でないことが大切）な親善関係を諸外国に印象づけるためにも、両国関係における一定の改善策を模索するようになる。ちょうど同時期、イタリア政府はスペイン内戦への介入を契機に、ナチス・ドイツとの関係強化交渉も並行して行っている。そこでムッソリーニは、対ドイツ交渉上の見地からも、アビシニア侵略およびスペイン内戦問題を通じて冷却したイギリスとの関係改善を図り、暫時の緊張緩和の成果を得ようとする。彼は、外交指導者として相互に競合関係にあるチャーノと元外相で現イギリス駐在イタリア大使グランディ（Dino Grandi）の両者を活用して、イギリス政府への接近を図り、積極的な働きかけを行わせるのである⁽¹²⁾。

イギリスの状況

1930年代にイギリス政府は、地中海およびその周辺地域の安全保障を自国権益中でも最重要な権益の一つと見なしている。前述した通り、当時の地中海はイギリス本国と東アジア・インド・オセアニアに散在する各自治領等を結ぶ、重要な交通ルートを形成しており、その安全確保のために両方の出入口にあたるジブラルタル海峡およびスエズ運河を直轄下においていた。また緊急の事態に備えて、常時本国艦隊の派遣も迅速に展開できる体制を敷いていたのである。

保守党のボールドウィン（Stanley Baldwin）政権は、36年7月にスイスのモントルーで国際会議を開催して、第一次大戦後トルコが喪失したボスフォラス、ダーダネルス両海峡の自主防衛権の回復を列国とともに承認した⁽¹³⁾。さらに36年8月には、エジプトとの間に友好条約を締結して、スエズ駐留の承認、イギリス陸軍のエジプト派遣の承認等を両国間で決定している⁽¹⁴⁾。こうした地中海地域における友好国との連帯強化は、イギリス政府が、死活的な自国権益の保持に意欲的であったことを示している。またそれは、この地域へのイタリア勢力の伸長を強く意識した行動でもあった。

ここで、30年代のイギリス政府の地中海政策を整理する見地から、イタリアのエチオピア侵略、いわゆる「アビシニア危機」時の対応について簡潔に述べる。35年7月にイギリス政府はイタリア政府に対して警告を発し、8月にはイギリス艦隊をジブラルタルに派遣し、イタリアに対する一定の示威行動を行った。他方この問題は国際連盟の討議の対象となり、9月6日にはイギリス・フランス・ポーランド・トルコ・スペインによる五国委員会がアビシニア問題の平和的解決を図ることになる。9月11日にはイギリスのサミュエル・ホーア外相（Sir Samuel Hoare）が、連盟総会においてエチオピアの独立保全を支持する演説を行った。18日、五国委員会はエチオピアの独立を連盟が保障し管理下に置き、イタリアが望む国境線変更を行う代償として、イギリスとフランスがイギリス領ソマリランドおよびフランス領ソマリランドから若干の領土をエチオピアに割譲するという調停案を出したが、ムッソリーニはこれを拒否する⁽¹⁵⁾。

10月3日、イタリア軍部隊とエリトリア軍部隊約12万5千人が宣戦布告なしにイタリア領エリトリアからアビシニアへ侵攻を開始する。10月7日、国際連盟理事会はイタリアを侵略者として制裁を準備する採択を可決し、10月11日にイタリアの撤退を求め国際連盟規約第16条に基づく制裁を発動することを51カ国の賛成で決定、18日に経済制裁が実施されたが、石油などの重要な戦略物資には適用されなかった。この決定の背景には、英仏の宥和的な政治姿勢があった。さらに12月には、ホーアとフランス外相ラヴァル（Pierre Laval）により、外交斡旋案としてホーア・ラヴァル案が秘密裏に約束される。その内容は、イタリアにエチオピア領の約半分を割譲し代償にエチオピアにイギリス領ソマリランドの一部を割譲するなど、基本的にイタリアによるエチオピアの植民地化を容認する内容であった。現在では、同案が解決策として一定の合理性を持つとする擁護論もあるが、同案が事前にマスコミに暴露されると、

イギリス世論の多数が侵略を容認するものとして激しく反対したために、ホーア外相は辞任して同案も廃案となる⁽¹⁶⁾。

36年5月5日、ムッソリーニはエチオピア併合を宣言し、イタリア領のエリトリア、ソマリランドを合わせた東アフリカ帝国の樹立と、イタリア国王の皇帝就任を宣言した。いわゆる「イタリア帝国」の成立である。このような経緯を経て、暫くは、イタリアとイギリスの関係は冷却化することになる。

当時イギリス政府部内には、アビシニア戦争の終結以降、対イタリア政策をめぐり大きく異なる意見が存在していた。一つは、イーデン外相に代表される、これまでのようにイタリアに対する強硬姿勢を維持し続けるべきだとするものである。もう一つは、チェンバレン蔵相およびホーア海相（元外相）、チャトフィールド（Sir Ernle Chatfield）提督を始めとする三軍参謀本部首脳など、従来の政策を修正してアビシニア戦争以来続いている両国関係の緊張緩和を図るべきとする意見である。外務省の官僚でも、ヴァンシタート外務事務次官（Sir Robert Vansittart）や外務副次官カドガン（Sir Alexander Cadogan）などが後者と見解を同じくしていた⁽¹⁷⁾。

その後ボードウィン内閣内においては、次第に後者の見解が主流となりつつあった。そうした意思の反映が、36年6月の対イタリア経済制裁撤廃についての閣議決定に結びついた点は疑いをいれないのである。さらに時期は前後するが、政府の内外においても、イタリアとの関係改善を要望する声が高まりつつあった。そのような動きは、『タイムズ』に代表される保守系新聞、シティの金融界からも歓迎されたのである⁽¹⁸⁾。

こうした対イタリア宥和ムードは、イーデン外相を頂点とする外務省にも、緊張緩和に向けた新たな対応を余儀なくさせることになる。したがって36年後半期には、イギリス側においても、イタリア政府との関係改善へ向けて新たな動きを生ずる可能性が十分に存在していたといえる。

3. 締結交渉の過程

しだいに高まる地中海地域でのイタリアとの利害対立は、イギリス政府に深刻な不安をよび起こし、外務省に対して閣内外の様々なレベルから、両国関係の改善を検討するようにとの勧告が行われた。当初外務省は、36年7月に勃発したスペイン内戦の処理問題に関心が集中しており、対イタリア政策の改善については、表面的には慎重な姿勢を堅持し続けている。そしてそれを主導したのが、イーデン外相である。

一方、イタリア側からの関係改善を求める働きかけが本格的に行われるのは、36年9月に入ってからのことである。9月18日に、イーデンはイタリア大使のグランディと会談を行った。席上、グランディは、ムッソリーニが両国関係の復旧を強く望んでいる点を強調して伝えた。これに対してイーデンは、即答を避けて、依然慎重な態度を維持し続けている⁽¹⁹⁾。

10月24日に、ムッソリーニはボローニャにおける演説の中で、自らのアビシニア征服の偉業を自賛しつつファシスト・イタリア治政14年の栄光を宣した。続く11月1日には、ミラノにおいて前述の「ローマ・ベルリン枢軸」宣言が行われた。彼はその演説の後半部において、地中海における自国権益の死活性について、イギリス側にそれを承認せよと要求した後に、「われわれ双方の権利を尊重するという基礎の上に立った、誠実でかつ早急な、そして完全なる了解こそが唯一の解決策にはかならない」とする、一見して友好的な内容を含む発言をしていた⁽²⁰⁾。

こうした呼びかけをとらえて、イーデンは何らかの働きかけをしてみる価値を認めて、11月5日に下院において、以下の演説を行った。

「われわれにとって地中海は、ある種の近道ではなくて、一本の主要幹線路である。……われわれはまた言葉の十分な意味のうえからも、この海域における自由な通航こそは、イギリス連邦諸国にとって一つの死活的権益であると明言するもの

である。……われわれは、イタリアが地中海に保持しているいかなる権益に対しても、これを脅かそうとする欲求も、また侵害しようとする意図も持っていないという確約を、ここで繰り返すものである。こうした状況下においては、各々の国が地中海に保持している死活的権益を、相互の利益となるように維持し続けることが、可能でなければならない」と発言したのであった⁽²¹⁾。この演説は、ムッソリーニのミラノ演説を、直接受ける形でなされた。その点に、イギリス側の地中海権益に対する敏感さが反映されていたし、関係改善へ向けてのイギリス政府としての積極的な姿勢がうかがわれるのである。

その後、イタリア駐在イギリス大使ドラモンド（Sir Eric Drummond）が、チャーノ外相が先日のイーデンの演説を歓迎しており、イタリアの言論界もこれが新しい両国関係樹立のステップとなることを期待しているとの前向きな報告を打電してきた⁽²²⁾。さらに11月10日には、同じくドラモンドからのイーデン宛の報告において、ムッソリーニが、地中海での両国の権益について双務的に保証し合うために、正式の条約に代えて「紳士協定」の締結を希望していることが判明する⁽²³⁾。

こうした一連のイタリア側からの外交攻勢に加えて、ファシスト支配下のイタリアの言論諸機関が、地中海ルートがイギリスにとっても死活的な権益であることを認めた事実が、イーデンにイタリアとの交渉を再考させる契機となる。彼は友好国フランスの反応に配慮しつつも、イタリアとの本格的な交渉の開始を考慮に入れ始めるのである⁽²⁴⁾。

そこで11月14日には、ローマのドラモンド大使に宛て、

- (1) 他の地中海諸国の恐怖および疑念をかきたてることになる方策は採用しない。
- (2) 地中海および紅海に存在するイギリス軍の規模や所在位置等に、何らかの制限も加えない。
- (3) イタリアのアビシニア征服を承認することはしない。

- (4) 地中海地域における領土上の現状維持 (territorial status quo) を無条件で受諾する。
- (5) 反イギリス宣伝活動を止める。
- (6) これ以上、地中海地域に新たなコミットをしない。

以上の諸条件をイギリス側が提示した後も、交渉によって両国関係を改善する見込みがあるか否かを改めて問い質したのである⁽²⁵⁾。

それに対して11月17日には、ローマから、イーデンの提示した諸条件について、それらを考慮に入れた上でも十分に関係改善の見込みがあるとする肯定的な回答が、返信されてきた⁽²⁶⁾。

これらを最終的な判断材料として、イーデンはドラモンド大使に、関係改善を目的とする協定締結交渉の開始をイタリア外相チャーノに提案するように指示を与える⁽²⁷⁾。同電文中でイーデンは、提案する際の留意点として、フランスが地中海に保持する権益は、イギリスやイタリアと同様に死活的なものであり、「フランス側の感受性を刺激して怒らせるようなことのない語句の形式を見いだす」こと、さらに「他の地中海諸国、特にトルコ、ユーゴスラヴィア、ギリシア、エジプトについては、いかなる形でも不快感を与えない」とする点を確認した上で交渉の開始を指示した⁽²⁸⁾。

特に自国と地中海沿岸の友好諸国との関係維持に細心の注意を払うイーデンは、両国協定の形式の中にそれが正確に反映されることを強く望むのである。この提案はドラモンドからチャーノに提示され、それを受けてイタリア側からも協定草案が手交された。そしてこれら双方の案は、両国政府間で基本的に妥協可能なものであると認識された。

12月6日には、再びローマから交渉状況が報告されて来た⁽²⁹⁾。同電文中でドラモンド大使が、協定に何らかの形でフランスを関与させる可能性についてチャーノに話したところ、チャーノが慌てたという内容を報告している部分が注意を引く。あくまでイタリア政府が二国間協定の形式に固執し続けたのに対して、イギリス政府部内

はイーデンに代表される、地中海沿岸諸国全体を網羅する地域協定成立を標榜する意向も存在していた。しかしながら現実的な見地から、締結交渉妥結への妥協が図られて、12月8日には、イーデン外相からは「必ずしもフランスの参加を求めるものではない」⁽³⁰⁾とやや調子を緩和した内容の回答をドラモンド宛に打電するのである⁽³¹⁾。

これに応じて、12月9日にローマから、チャーノが見るからに喜んでとても安心した様子になったので、もうこれ以上交渉上の困難は存在しないであろうとする予想が返信されてきた⁽³²⁾。この時点では、両国間交渉はスムーズにはこび協定合意が近々成立するかの機運が強まっていた。そこでイーデンは、パリ駐在のイギリス大使クラーク (Sir George Clerk) 宛に、イギリスとイタリア政府間交渉の事実内容について、詳しくフランス政府に説明し了解を取るように指示した⁽³³⁾。それは12月12日に果たされて、デルボス外相 (Yvon Delbos) も両国関係の改善がフランスの国益に合致する点を基本的には認めたという報告がパリからもたらされた⁽³⁴⁾。

ところが好調に運ぶと思われた協定交渉は、12月半ば過ぎになって、一転して困難な問題に直面せざるをえなくなった。実はこの時に、イタリア海軍がバレアレス諸島で新しく軍事行動を起したという情報を入手したイギリス外務省側が、イタリアに対する不信感を抱き、態度を硬化させたのである。そのために一旦は交渉それ自体が頓挫する可能性すら生じてきた。加えてスペイン内戦問題解決をめぐる膠着状態や近東地域におけるファシスト勢力による反イギリス宣伝工作活動の活発化も、交渉行き詰まりの要因となっている⁽³⁵⁾。

この二つの重要案件をめぐって、両国の外交折衝は紛糾して、容易に妥協点は見いだせなかった。特にスペインの領土的独立を尊重するという部分に関して、両国の見解は鋭く対立していた。要するに、「スペインの国家的地位」(The National Status) を変更したいという考え、そしてそれらが変更されることを欲するという考えに

ついて、いかなるものでもこれを否定するという条件について、イタリア政府側が強く難色を示したのである⁽³⁶⁾。その背景には、チャーノ外相などイタリア政府首脳部が、スペインを含む西部地中海地域での軍事戦略拠点の確保、並びに東地中海地域での自国勢力拡大のためのフリーハンドの獲得を地中海戦略の基本として捉えていた事実がある。

しかしながら、イギリス外務省およびローマのドラモンド大使の粘り強い交渉態度が効を奏して、結局イタリア側もスペインにおける国家的現状維持については領土の保全という部分に限定解釈することで、一応の妥協が成立する。そこでスペイン問題については、両国間で協定本文以外に別個の覚書を作成して手交することで、決着がついたのである。反イギリス宣伝活動問題に関しては、イタリア側が折れて、抽象的表現にとどまるものではあったが、協定本文中に盛り込むことになった⁽³⁷⁾。

その後さらに同協定の法的な性格づけをめぐる両国間で議論が尽くされたが、法的拘束性をもつ協定としてではなく、双方の関係改善の象徴的存在として位置づけることで、妥協がはかられた。ここに、両国間交渉における基本的な案件はすべて解決されて、「イギリス・イタリア地中海紳士協定」の調印・批准が行われる運びとなるのである。

4. 協定の内容と性格

1937年1月2日、前年から継続していた地中海権益をめぐる両国間交渉は、一応の了解に達して、「イギリス・イタリア地中海紳士協定」に結実した。また、特に西部地中海地域（スペイン領土も含む）の権益に関しては、協定の附属公式文書という形で、お互いに交換されることになった。同協定（宣言文）本文の内容は以下のとおりである。

「イギリス国政府とイタリア国政府とは、両国

間ならびにすべての地中海沿岸諸国の関係改善に関して、平和と安全における全般的な目的のために一層貢献したいという希望にはげまされて、それら諸国の権利と利益を尊重することを決意する。

地中海への出入、およびそこを通航する自由が、イギリス帝国内各々の地域そしてイタリア国双方にとって死活的な権益であること、またこれらの権益が互いに矛盾しないことを認める。

両国が関係する限りにおいて、地中海地域の諸領土の国家主権に関しては、その現状を変更する、あるいはそれが変更されるのを見たいといふいかなる望みも放棄する。

前記の地域における相互の権利と利益を尊重することを約束する。

この宣言の目的である友好関係の強化ということと傷つけ弱めることになりやすい活動は、いかなるものであってもこれを阻止するように、両国が最善の努力を払うことに同意する。

この宣言は平和という目的を追求するために考案されたものであって、他のいかなる国に対しても、対抗することを意図するものではない。」⁽³⁸⁾

この協定本文と、36年12月31日作成の「西部地中海の現状維持に関する両国間の交換公式文書」をあわせて、いわゆる「イギリス・イタリア地中海紳士協定」は構成されていた。

協定附属の交換公式文書の要旨は、以下のとおり。まず、イギリス側がイタリア海軍のバレアレス諸島占領の事実に言及して、イタリアとスペインのナショナリスト政府との間に、現在および将来にわたって西部地中海の現状に変更を加える可能性をもついかなる協定も存在しないことを確認したのに対して、イタリア側はこれに保証を与えていた。また同じくイギリス側が、スペインの現在の領土についてその保全の承認を求めたのに対して、イタリア側もそれを了解したのであった⁽³⁹⁾。

これらの内容を含む「イギリス・イタリア地中海紳士協定」が、いかなる性格をもっていたのかを、次に少し考えてみる。

協定本文をながめれば、それが六つの部分から構成されていたことがわかる。まず初めに、この協定が両国政府によって地中海沿岸諸国の権利と利益を尊重する目的で作成されたことが、述べられている。次に、この本文の中核をなす内容が四つ続いている。

- (1) 地中海における自由航行権が双方にとって死活的權益であることの相互承認。
- (2) 地中海沿岸の諸領土に関して、その国家主権の現状変更に対する一般的な否定と、両国がそうした変更へ負担することの否認。
- (3) 地中海地域における双方の権利と利害に関する相互承認。
- (4) 両国関係を悪化させるような活動を阻止するための相互努力の確認。

といった諸点である。そして最後に、この協定が他の特定の国を対象として結ばれたものではなくて、平和という目的を追求するための一般的協定という性格をもつものであることを、確認しているのである。

この本文全体を一読して明らかなことは、まずその内容が甚だしく抽象的であり、協定としての具体性に乏しいということがある。さらに両国政府間折衝の苦心の跡が、(1)～(4)の全体をとおしてうかがえ、特に(2)と(3)の部分には、イーデン等イギリス側の主張が妥協した形ではあるが、盛り込まれていることが認められる。そして、この本文全体の中心が、地中海における両国の自由航行権の相互承認、地中海沿岸諸国の国家主権に関する現状変更の否認、両国の地中海權益の相互承認、にあったことが了解されるのである。

確かにこの本文を読んだ限りにおいては、協定自体がもつ実体性の希薄さだけが強調されがちであり、現在までのこの協定に関する解釈も、単なる抽象的な一般協定としてのみ取り扱ったケースが多いように思われる。しかしながら、反面この一見抽象的な協定の中にこそ、当時の地中海地域における両国の微妙な立場が、反映されていると

考えられるのである⁽⁴⁰⁾。

少なくともイギリス政府にとっては、この協定を37年1月当時の局面で締結する必然性が存在していた。そのことは、協定本文中よりもむしろ附属の交換公式文書の中に、より明確な形で表れている。この時イギリス側が、イタリア政府に対して要求したことは、西部地中海地域における現状維持の確認と、スペインの領土保全に関する保証の二点であった。すなわちこのことが、イギリス政府、とりわけイーデンを中心とする外務省サイドが、「紳士協定」に求めた実体的な意義であると思われる。

これら二点の要求は、当時戦火が拡大していたスペイン内戦問題との関連で行われたのである。その意味で、「紳士協定」はスペイン内戦問題と密接不可分な関係にあったといえよう。そしてそれは両国間交渉の推移の中にも明らかであった。

5. 協定の意義

「イギリス・イタリア地中海紳士協定」が、両国にとりいかなる意味をもって締結されたのか、いくつかの解釈が成り立つものと思われる。

まずイタリア政府首脳が、この時期イギリスに接近を試みた一義的な要因は、スペイン内戦介入の進展の中で、地中海における自国の地位をイギリス側に承認させたいとする強い欲求を抱いた点に求められる。その上で、アビシニア戦争後行き詰っていた両国関係について、何らかの現状打開の可能性を模索しようとした。さらにそうした政策の延長上には、自国のアビシニア征服をイギリスに法的に承認（イタリア帝国の承認）させたいとする希望があったのである⁽⁴¹⁾。

アビシニア戦争以来の対外戦争は、脆弱なイタリアの国家財政に、大きな負担を強いていた。そこでスペイン内戦において、何らかの局面打開を図るために、共和国政府側に同情的であったフランス政府とイギリス政府との協調関係を分断して、内戦に対する両国の一致した政策遂行を阻止

する必要があった⁽⁴²⁾。ここでイギリスとイタリアの関係改善が図られ両国に接近の気運が高まれば、フランスの国際的な孤立が強まると解されたのである。そのことは、フランスを除外して自国とイギリスとで地中海地域の勢力画定を図るとする、ファシスト政権の利害とも符号するものである。こうした観点に立てば、(1) イタリア側が、何故に二国間協定にこだわり続けてフランスの同協定への参加を拒んだのか、(2) 一見するとイタリア側に不利に働くと思われる、国家主権を含むスペイン領土の保全の承認、西部地中海域の現状維持の承認について、抽象的な語句に内容を薄めたとはいえ、受諾したのかが説明できるのである⁽⁴³⁾。さらに、チャーノ外相の党内権力確立の野望やグランディに対する敵愾心が、協定締結の推進力になった点も見過ごせない。チャーノは、地中海の現状維持を西地中海に限定したことを、イタリア外交の勝利と認識していた。さらに彼は、紳士協定締結の実績を自らの党内基盤の強化にも繋げようとしたのである⁽⁴⁴⁾。他にイタリア首脳に、地中海におけるイギリスとの権益闘争を小休止させて、その間に自国の軍備増強を図ろうとする目的や、対ドイツ枢軸外交進捗を促すために、ドイツに対する自国の価値を高く見せつける意図があったことも確実である。

これに対してイギリス政府は、自国の地中海権益の死活性をエンパイアルートの確保にあると認識していた。そこで、イーデンなどイギリス政府首脳は、全世界規模のコモンウェルスを防衛する観点から、アビシニア戦争以来、地中海世界における敵対的脅威になりつつあるイタリアとの関係改善を図り、地中海および周辺地域における一定の緊張緩和の実現をめざして働きかけるのである。さらに直接的な動機としては、スペイン内戦との関係で、西部地中海におけるナショナリスト軍およびイタリア海軍による脅威を十分認識しており、その危険を排するためにもイタリアとの一定の関係調整の必要性を認めるのである。特に、バレアレス諸島におけるイタリア海軍の基地建設

問題が、ジブラルタル地域の防衛上および自国船舶の自由航行権の確保という観点からも、交渉へ向けてイギリス政府を駆り立てた点は否めない。さらにイーデン外相および外務省事務方には、両国関係の改善を契機に、既に有名無実化していたスペイン内戦に関わる不干渉・中立政策の枠組の中に、イタリアを取り込みその手足を縛ろうとする意図も存在していたのである⁽⁴⁵⁾。

このように当時のイギリス・イタリア両国政府は、各々の外交戦略的な思惑から互いに接近を試みるのである。その動きは、地中海地域での自国権益の保持という現実的な必要性から出た歩み寄りであり、協定自体が著しく暫定的な性格を持つことになる。すなわち両国政府ともに、相手に対して現実的に権益上の譲歩をすることなく、暫定的であれ外交上の安定状態を確保しようとしたのである。そして同協定が結果的に不首尾に終わった事実は、イーデンが早期の段階で、自らの失策を認識した点にも明らかであるが、イギリス外交当局者側により大きな失望感を与えることになる。さらに言えば、後にイーデンの信念となり彼の政策観も規定するが、イタリア政府首脳に対する不信感を増幅した点も確かである。

結論的に言えば、地中海域及び周辺地域において、イギリスとイタリア国家利害の対立が先鋭化する状況下において、同紳士協定が担保する政治的な妥協は著しく現実と乖離したものになっていた。したがって、同紳士協定に盛り込まれる条文内容も、暫定的且つ抽象的な性格を持たざるを得なかった。その点こそが、「イギリス・イタリア地中海紳士協定」の外交政策上の限界であったと言わざるを得ない⁽⁴⁶⁾。

6. 結びに一協定から派生する課題

結びに、序論で指摘したとおり、「イギリス・イタリア地中海紳士協定締結」から派生するイギリス外交上の課題について、(1) イーデン外相の「反宥和主義」の立場との関係、および(2) 紳士

協定および復活祭協定が締結された37年から38年にかけて進展するドイツ・イタリア枢軸関係との関連を検討して、イギリス・イタリア両国間の政治的課題について明確にする。

まず前者について。イーデンといえば、チェンバレン首相が推進するイギリス・イタリア協定（復活祭協定）締結交渉をめぐり、閣内不一致の責任をとり辞任（世間は抗議辞任と捉えた）したことで、30年代イギリス外交を代表する反宥和主義者の一人とみなす向きがある。しかしながら、36年当時のボールドウィン内閣の外相として、同協定締結の実務的な推進者であるイーデンの対応については、彼の回顧録に書かれているほどにイタリアに対して決然とはしていなかった⁽⁴⁷⁾。彼自身、「反宥和主義者」として明確な立場をとるようになったのは、38年2月の辞任後、さらに言えば38年9月のミュンヘン会談以降であったとする見解が有力である⁽⁴⁸⁾。したがって紳士協定締結時には、イーデンにとりスペイン内戦に臨み、イギリスおよびフランス両政府主導で実施した「不干渉政策」の実効性を高めるためにイタリアを取り込み、さらに地中海での反イギリス宣伝活動に一定の歯止めをかけるために、イタリアとの当面の関係改善を図ることになる。そしてその選択は、政府部内においても国民一般からも現実的な選択であると認識されたのである⁽⁴⁹⁾。これは「宥和政策」とよぶべきものではないだろうか。その意味で、30年代のイギリス保守党政権及び党内有力政治家の中には、厳密なる意味で「反宥和主義者」は存在しなかったとする指摘は説得力を持つ。後に、宥和政策を推進したチェンバレングループを「罪深い政治的敗北者」と断罪するチャーチルにしても、当初はムッソリーニを政治的に高く評価するなど、「反宥和的立場」を明確にしてはおらず、公的に反対の態度を鮮明にするのは、ナチス・ドイツがラインラントを侵攻した以降のことである⁽⁵⁰⁾。

後者について述べれば、「イギリス・イタリア地中海紳士協定」と「イギリス・イタリア協定

（復活祭協定）」の関連については、前者がイーデン等外務省主体で交渉が行われたのに対して、後者はチェンバレン首相が主導し、最終的にはハリファックス（Edward Wood, 3rd Viscount of Halifax）外相とのコンビで締結されたもので、その間外務省の実務担当者は殆ど関与していない。この二つの協定を比較すると、地中海における両国の権益を相互保障しかつ地中海地域の現状維持を図った点では同質である。そしてどちらもスペイン内戦に深く介入していたイタリア軍（義勇軍）のスペインからの撤退条件が争点となるが、両者間の最大の相違点はイタリアのアビシニア征服（イタリア帝国）の法的承認の実現問題である。さらに37年夏以降からの復活祭協定の交渉過程において、チェンバレンとの確執が表面化し、イーデンの外相辞任につながるのである。すなわちイギリス政府部内において、首相と外相間に、対ドイツおよびイタリアに関する敵性認識と交渉手法をめぐり見解の相違が存在しており、政府部内で先鋭的な対立を招くのである⁽⁵¹⁾。

38年は復活祭協定の約1ヶ月前にドイツによるオーストリア併合（Anschluß）、そして数ヶ月後には同じくドイツによるチェコスロバキアのズデーテン地方割譲要求が顕在化して、ミュンヘン会談が行われることになる。すなわちイギリス外交においては、チェンバレン主導の宥和外交的性格が最も顕著に出ている時期に相当する。

当時チェンバレンは、イタリア政府をドイツから切り離すことが可能であると考えていた。そしてファシスト政府にドイツからの外交的自立を期待し、対ドイツ牽制の意味からも、イタリア政府に対する友好的立場をとり続ける。それはミュンヘン会談後も継続し、39年1月のチェンバレンとハリファックスによるローマ訪問まで基本的に継続するのである⁽⁵²⁾。その意味で、確かに対イタリア宥和政策は継続していたのである。

他方この時期、ドイツとイタリア両国政府は、スペイン内戦への介入を通じて急激に接近しており、両国の枢軸関係強化のために、ヒトラー

(Adolf Hitler) のイタリア訪問は、復活祭協定締結後わずか一週間後に行われた。37年から38年にかけての時期はスペイン戦争に介入したイタリアとドイツが接近を強めて、枢軸関係が補強される時期でもある。しかしながら、本論が扱う36年末から37年初頭においては、依然としてムッソリーニはドイツとイギリスとの微妙な勢力バランスを計るだけの余裕は持ち合わせていた。したがって彼にとっては、紳士協定を締結してイギリスと一定の関係改善を図ることで、ドイツに対する自国の存在価値を高く売り込むことは重要だったのである。また同時にイギリスに対しても、ドイツとの枢軸関係強化をカードに用いることで牽制する意図を持っている⁽⁵³⁾。

37年当時、イギリスおよびイタリア両国政府にとって、紳士協定は確かに外交カードとしての意味を持った。しかしながらドイツ・イタリア枢軸関係が進展して、イタリアの対ドイツ依存度が増す38年に締結されたイギリス・イタリア復活祭協定は、その外交的性格を異にしていた⁽⁵⁴⁾。その性格的变化を解明し、37年から38年までのイギリス・イタリア関係の推移を、イギリスの地中海政策の中で丁寧に再検討することは、今後の研究課題として重要である。またイタリア外交について言えば、この時期グランディの親イギリス路線からチャーノの親ドイツ路線への転換が起き、結果的にイタリア外交の選択肢の幅が狭まる。さらにその先の問題、イタリア外交の転機は39年4月イタリアのアルバニア侵攻時なのか、同年5月のドイツとの鋼鉄協約締結時なのか、あるいはそれ以前の時期なのかを究明することが必要となる⁽⁵⁵⁾。それはドイツを組み込んだ「ポスト・ミュンヘン期」のイギリス・イタリア関係を再検討する際に、有効な分析視角となるのである。

このような観点からも、本稿において「イギリス・イタリア地中海紳士協定」を締結交渉過程から、再検証する意義は大きいのである。

註

- (1) 「イギリス・イタリア協定（復活祭協定）」の内容については、以下を参照。
Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, Sec. Series, [以下、DBFPと略記], Vol. XIX, No.660, 662.
- (2) 80年代までの欧米の研究動向については、木畑洋一「第二次世界大戦への道とイギリス」『国際問題』216号、1978年、が簡潔かつ的確に紹介している。同著者による「イギリスの対ドイツ「宥和政策」と東南欧」『歴史学研究』393号、1973年、はポスト・ミュンヘン期のイギリスの対独経済宥和について検討し、チェンバレンの宥和政策の一貫・継続性について言及するなど、今日でも研究的価値が高い。日本における研究動向については、佐々木雄太「欧米国際政治史、(二)イギリス」(『国際政治』61・62号、1979年、が詳しい。我が国の80年代までの研究成果として、佐々木雄太『30年代イギリス外交戦略』名古屋大学出版会、1987年、があり、30年代イギリス外交研究の一到達点となっている。同著者には、『国際政治史』名古屋大学出版会、2011年、同編著『イギリス帝国と20世紀(3)世界戦争の時代とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2006年、がある。
- (3) イギリスの地中海政策については、佐々木『30年代イギリス外交戦略』99～127頁、石田憲『地中海新ローマ帝国への道』東京大学出版会、1994年、133～162頁。後者は30年代イタリア外交政策を体系的に扱い、地中海政策も詳述している。30年代英伊関係については、岡俊孝「エチオピア戦争前夜の「地中海危機」について(1～3): ムッソリーニと英伊関係」『法と政治』37・38巻、関西学院大学、1986～87年。このテーマの英文論文については以下を参照。
L. R. Pratt, *East of Malta, West of Suez. Britain's Mediterranean Crisis, 1936-1939*, Cambridge, 1975., pp.63-105.; D. M. Smith, *Mussolini*, Oxford, 1982, pp.188-212.
C. Seton-Watson, *The Anglo-Italian Gentleman's Agreement of January 1937 and its Aftermath*, in W. J. Mommsen & L. Kettenacker, ed., *The Fascist Challenge and The Policy of Appeasement*, London, 1983, pp.267-282.; Z. Steiner, *The Triumph of the Dark, European International History 1933-1939*, Oxford, 2011., pp.221-225.
- (4) 大久保明『大陸関与と離脱の狭間で—イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障』名古屋大学出版会、2018年。藤山一樹『イギリスの対独「宥和」一九二四—三〇年』慶応義塾大学出版会、2019年。関雄雄『ミュンヘン会談への道』ミネルヴァ書房、2017年。ムッソリーニ関係では、ニコラス・ファレル、柴野均訳『ムッソリーニ』上下、白水社、2011年、ロmano・ヴルピッタ『ムッソリーニ』筑摩書店、2017年。
- (5) 20世紀外交上の「紳士協定」締結の嚆矢としては、36年7月、ドイツ前首相(駐オーストリア大使)

- パーベンが主導した「ドイツ・オーストリア紳士協定」がある。齊藤孝『戦間期国際政治史』岩波書店、2015年、215～216頁。
- (6) *Documents on International Affairs*, [以下、*DLA*と略記] 1936, pp.345-346.
演説中、ムッソリーニが述べた言葉であり、ファシズム諸国の同盟関係の一般的な総称となる。ドイツとの力関係が逆転すると、「ベルリン・ローマ枢軸」と呼ばれる。尚、「枢軸」という言葉自体は、ハンガリー首相のゲムベシュが、34年6月にハンガリー上院での演説で使用したのが最初とされる。齊藤、前掲書、208頁。
- (7) *DLA*, op. cit., pp.346-347.
- (8) A. J. P. Taylor, *The Origins of the Second World War*, London, 1980, pp.84-85. テイラーはファシスト政権について、物質的及び政策上の裏づけがないまやかしであると述べている。ファシズム国家の協同体（コーポラツィオーネ）国家体制や国王との二重権力構造については、ファレル、前掲書、335～355頁。
- (9) D. M. Smith, *Mussolini*, Oxford, 1982, pp.188-196.: Taylor, op. cit., pp.119-120.
齊藤、前掲書、181頁。
- (10) *Survey of International Affairs 1*, 1935 Vol.II London, 1936-1958, pp.207-214. 連盟は、オーストリアおよびハンガリー二ヶ国の棄権を除く満場一致で同決議案を採択したが、禁輸項目中に石油を加えない等不完全な内容である。
さらに、石田憲『ファシストの戦争—世界史的文脈で読むエチオピア戦争』千倉書房、2011年、海野芳郎「国際連盟の対イタリア経済制裁」『外交時報』1141～1144号、1977年、参照。
- (11) Smith, op. cit., pp.209-212.
- (12) Pratt, op. cit., pp.64-65. 石田、前掲書、133～135頁。
- (13) モントルー条約の内容については以下参照。
DLA, 1936, pp.643-667.
- (14) *Ibid.*, pp.478-497.: A. Eden, *Foreign Affairs*, New York, 1977, pp.143-145.
同条約は、イーデン外相が主導性を発揮して締結したものである。
- (15) Viscount Templewood, *Nine Troubled Years*, London, 1954, pp.168-169.: Pratt, op. cit., pp.64-65.
- (16) E. M. Robertson, *Mussolini as Empire-Builder*, London, 1972, pp.184-186.: Gaines Post, *Dilemmas of Appeasement*, London, 1993, pp.152-153.: Taylor, op. cit., pp.122-128.
- (17) *DBFP*, Vol.XVII, No.126, pp.151-158.: Post, op. cit., pp.261-264.
三軍参謀長会議（COS）を始めとする軍部から対イタリア協定の交渉勧告がなされた。
- (18) F. R. Gannon, *The British Press and Germany 1936-1939*, Oxford, 1971, p.56.
- タイムズ編集長ドーソン（Geoffrey Dawson）は、親独派として知られていた。同紙は『デイリー・メール』紙などと共に、ファシスト・イタリアに対して同情的な内容の記事を載せていた。
- (19) Earl of Avon, *The Eden Memoirs: Facing the Dictators*, London, 1962, p.423.
非公式ではあるが、イタリア側からの関係改善の打診とも受けとれる内容である。
- (20) *DLA*, 1936, p.347.
- (21) *DBFP*, Vol.XVII, No.352, pp.513-514.: No.353, note2, pp.514-515.
A. Eden, *Foreign Affairs*, p.159.
- (22) *DBFP*, Vol.XVII, No.358, pp.521-523.
- (23) *Ibid.*, No.363, pp.528-529.
- (24) Avon, op. cit., pp.426-427.
- (25) *DBFP*, Vol.XVII, No.376, pp.547-549.
- (26) *Ibid.*, No.390, pp.555-558.
- (27) *Ibid.*, No.426, pp.611-615.
- (28) *Ibid.*, No.426, p.611.
- (29) *Ibid.*, No.440, pp.642-645.
- (30) *Ibid.*, No.451, p.658.
- (31) *Ibid.*, No.451, pp.657-658.
- (32) *Ibid.*, No.460, p.667.
- (33) *Ibid.*, No.462, p.668.
- (34) *Ibid.*, No.468, pp.674-675.
- (35) *Ibid.*, No.482, pp.696-697.
Pratt, op. cit., pp.63-64.: Seton-Watson, op. cit., pp.274-275.
- (36) *DBFP*, Vol.XVII, No.483, p.698.
- (37) *Ibid.*, No.499, pp.717-718.
Avon, op. cit., pp.431-432.: Seton-Watson, op. cit., p.275.
- (38) *DBFP*, Vol.XVII, No.530, pp.745-755. *DLA*, 1937, p.87.
- (39) *Ibid.*, No.530, pp.745-756. *DLA*, 1937, pp.87-89.
- (40) C. Seton-Watson, op. cit., pp.275-276.
- (41) R. M. Salerno, *Vital Crossroads, 1935-1940*, New York, 2002, pp.19-20.
ファレル、前掲書 下、68～72頁参照。石田、前掲書、135～136頁参照。
ムッソリーニはイタリア帝国の法的承認を望むが、イギリス閣内でイーデンが反対して付与されなかった。ムッソリーニは、独伊関係強化を図りつつも、イギリスとの一定の関係改善を望み、交換公文を活用してスペイン内戦介入の正当化を図る。
- (42) Salerno, op. cit., pp.22-23. ファレル、前掲書 下、72頁参照。石田、前掲書、129～138頁参照。
- (43) D. M. Smith, *Appeasement as a Factor in Mussolini's Foreign Policy*, in W. J. Mommsen & L. Kettenacker, ed., *The Fascist Challenge and The Policy of Appeasement*, London, 1983, pp.260-261.
- (44) Steiner, op. cit., pp.222-223.

- DBFP, Vol.XVII, No.393, pp.576-577.: No.415, pp.598-599.
- (45) *Ibid.*, No.482, pp.693-697.: No.514, pp.732-733.
G. Post, Jr., *Dilemmas of Appeasement, 1934-1937*, New York, 1993, pp.335-336.: Avon, op. cit., p.433.
- (46) Salerno, op. cit., p.22.: Smith, *Mussolini*, op. cit., pp.210-211.
A. R. Peters, *Anthony Eden at the Foreign Office, 1931-1938*, New York, 1986, p.235.
石田、前掲書、130頁、133～138頁参照。イタリア政府は36年11月締結のイタリア・スペイン協定を下敷きにチャーノ外相の主導で締結交渉を推進する。他方、イギリス側も対イタリア強硬論者のイーデンが主導したために、エチオピア承認の内実を伴わぬ協定内容となった。
- (47) Avon, op. cit., pp.437-38.
G. Gordodetsky, ed., *The Maisky Diaries, 1932-1943*, London, 2015, pp.71-74.
- (48) Post, Jr., op. cit., p.336. A・ビーヴァー、根岸隆夫訳『スペイン内戦』上 みすず書房、2011年、138～139頁参照。
- (49) V. Rothwell, *Anthony Eden*, Manchester, 1992, p.37.: Peters, op. cit., pp.233-236.
イギリス政府部内でイタリアを明確に敵対国リストに加えるのは、日独伊三国防共協定成立後の37年11月以降であり、紳士協定成立時はそうした認識はなかった。
- (50) N. Thompson, *The Anti-Appeasers*, Oxford, 1971. pp.44-49.: K. W. Watkins, *Britain Divided*, London, 1963, p.84.
佐々木、前掲書、27～28頁。
- (51) D. R. Thorpe, *Eden*, London, 2003, pp.206-207.: Pratt, op. cit., p.70.
佐々木、前掲書、190～193頁。佐々木は、両者の外交戦術上の対立の背景に、グローバルな勢力均衡観から日独伊を不可分なもの捉えるイーデンと、ヨーロッパ中心の均衡・和解策に立ち三国の分断が可能とするチェンバレンとの政策観の相違があったとする。
- (52) R. A. C. Parker, *Chamberlain and Appeasement*, London, 1993, pp.192-194.: Steiner, op. cit., pp.114-115.
- (53) Post, Jr., op. cit., pp.268-269.: Salerno, op. cit., pp.30-31.
ウルピッタ、前掲書、287～289頁参照。
ファレル、前掲書、80頁参照。
- (54) Pratt, op. cit., pp.135-136.: Peters, op. cit., pp.233-236.
- (55) G. Ciano, *The Ciano Diaries, 1939-1943*, New York, 1946, pp.188-196.
D. C. Watt, *How War Came*, London, 1989, pp.199-214.
石田、前掲書、241～266頁。
この後、イタリア外交は自立性を失い、急速にドイツへの依存度を強める。

審査選考委員長の仕事

吉 野 孝

私が総合研究機構の機構誌『プロジェクト研究』に関わるようになったのは、2010年4月に同誌の審査選考委員になってからである。審査選考委員は、理工系2人、人文系2人、社会系2人の計6人の委員と機構長から構成され、必要に応じて学際系委員を1人加えることができた。そして、審査選考委員会の主要職務は、『プロジェクト研究』掲載論文の審査選考と単行本発行経費補助の審査選考の2つであった。

『プロジェクト研究』掲載論文の審査選考においては、審査選考委員は応募原稿が論文・研究ノート・研究活動報告のいずれの掲載カテゴリーに相応しいかを確認し、各原稿の査読者を選んだ。厄介なのは、テーマによっては複数の適切な査読者がなかなか見つからない場合であった。というのは、たとえ専門が近いとしても、プロジェクト研究所に所属する早稲田の専任教員は、審査の中立性を確保するため、同プロジェクト研究所の所員の応募原稿を審査することができないからである。

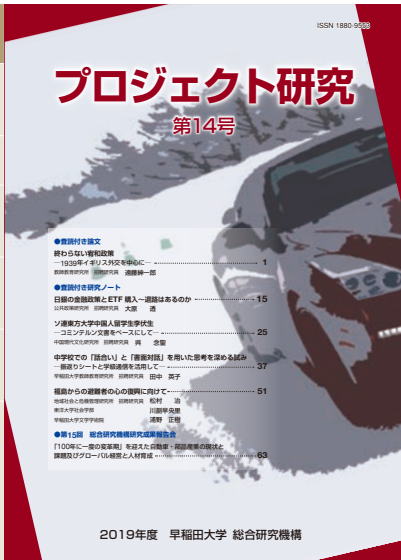
また、幸運にも複数の適切な査読者にお願いすることができたとしても、査読者の評価が大きく割れた時、審査選考委員会がその対応を審議した。ここで審査選考委員が念頭に置いていたのが、『プロジェクト研究』は研究促進の場であるという考えであった。論文としての掲載が難しいなら、研究ノートとして掲載することができないか、研究活動報告はどうかなど、投稿原稿をどのようにしてより高いレベルの成果につなげるかに腐心した。この点では、委員全員は目的と認識を共有していた。

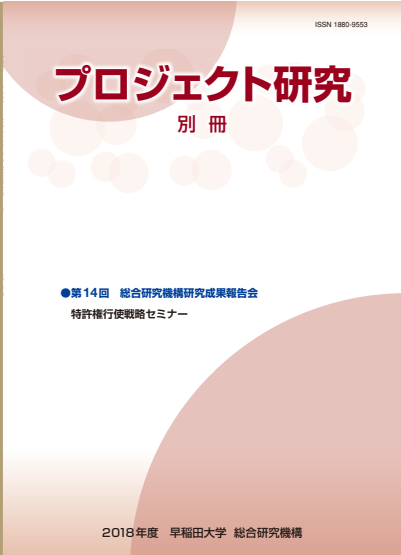
さて、2017年9月に審査選考委員長になると、査読者探しの苦労が別の苦悩に変わった。（断じて私のせいではないが、）私が委員長になる頃から、応募件数が減り始めていたのである。投稿件数が多ければ、査読者探しに苦労しても、その苦労は掲載論文の数の多さと質の高さによって報われる。しかし、事務所に頼み投稿を呼びかけても、応募件数の増加につながることはなかった。このような経緯の中で、『プロジェクト研究』を休刊にするという決定が下された。一抹の寂しさはあるとはいえ、致し方のない決定であった。

『プロジェクト研究』が16号で休刊になるのは誠に残念であるものの、機構誌の役割は終わっていない。詳細は鼎談に譲るとしても、新しい機構誌を、プロジェクト研究所の勉強会やシンポジウムのような活動や複数のプロジェクト研究所に跨がる共同研究など新しい動向を紹介する場として再起動させることは可能であろう。『プロジェクト研究』がそのような新しい機構誌に生まれ変わり、総合研究機構の新しい顔になることを期待する。

機構誌掲載一覧

第15号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
	査読付き論文	精神病離婚と裁判	東アジア法研究所	山中 至
	査読付き研究ノート	近現代日本における「養子」の家族史研究に向けてー「伝記的研究」、特に「自伝・伝記研究」と「ファミリー・ヒストリー」から見えてくる世界ー	ジェンダー研究所	酒井 順子
	査読付き研究ノート	多領域協働による社会的ケアの実践ー原発事故後の支援者達の多声的な語りの分析ー	災害復興医療人類学研究所	金 智慧 増田 和高 辻内 琢也
	第16回 総合研究機構 研究成果報告会	世界に挑みラグジュアリーブランドを目指す日本のファミリービジネス	国際ファミリービジネス総合研究所 ラグジュアリーブランディング研究所	長谷川博和 長沢 伸也

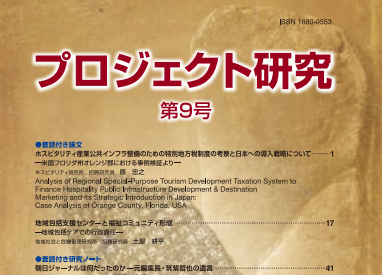
第14号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
	査読付き論文	終わらない宥和政策ー1939年イギリス外交を中心にー	教師教育研究所	遠藤紳一郎
	査読付き研究ノート	日銀の金融政策とETF購入ー退路はあるのか	公共政策研究所	大原 透
	査読付き研究ノート	ソ連東方大学中国人留学生李伏生ーコミンテルン文書をベースにしてー	中国現代文化研究所	呉 念聖
	査読付き研究ノート	中学校での「話し合い」と「書面対話」を用いた思考を深める試みー振り返りシートと学級通信を活用してー	教師教育研究所	田中 英子
	査読付き研究ノート	福島からの避難者の心の復興に向けて	地域社会と危機管理研究所	松村 治 川副早央里 浦野 正樹
	第15回 総合研究機構 研究成果報告会	「100年に一度の変革期」を迎えた自動車・部品産業の現状と課題及びグローバル経営と人材育成	自動車・部品産業研究所 トランスナショナルHRM研究所	中嶋 聖雄 白木 三秀

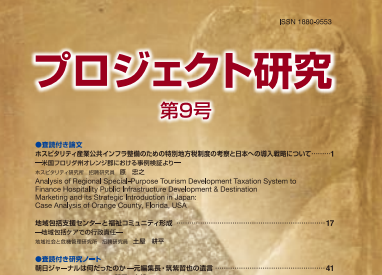
別冊	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
	第14回 総合研究機構 研究成果報告会	特許権行使戦略セミナー 2018	知的財産法制研究所 紛争交渉研究所	高林 龍夫 須網 隆夫

第13号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
ISSN 1880-9553 プロジェクト研究 第13号 ●査読付き研究ノート ネップと農村コムニスト NEP and Rural Communists ロシア研究 松田 央 ●査読付き研究ノート 台湾覆審・高等法院判例にみる条理について Rule of reason found in Appellate and High Court in Taiwan 東アジア法研究所 山中 至 ●査読付き研究ノート グリゴリー・フリードの《アンネの日記》(1969) ―「交流」としての芸術― オペラ／音楽劇研究所 神竹喜重子 ●査読付き研究ノート 森田稔先生によるラジオ放送番組「トゥバの音楽」 中央ユーラシア歴史文化研究所 赤坂 恒明 ●第13回 総合研究機構研究成果報告会 3D考古学の再挑戦 ―遺跡・遺構の非破壊調査研究― 東アジア都城・シルクロード考古学研究所 文化財総合調査研究所 先史考古学研究所 比較考古学研究所 エジプト学研究所 城倉 正祥 田畑 幸嗣 高橋龍三郎 寺崎秀一郎 近藤 二郎 2017年度 早稲田大学 総合研究機構	査読付き研究ノート	ネップと農村コムニスト NEP and Rural Communists	ロシア研究所	奥田 央
	査読付き研究ノート	台湾覆審・高等法院判例にみる条理について Rule of reason found in Appellate and High Court in Taiwan	東アジア法研究所	山中 至
	査読付き研究ノート	グリゴリー・フリードの《アンネの日記》(1969) ―「交流」としての芸術―	オペラ／音楽劇研究所	神竹喜重子
	査読付き研究ノート	森田稔先生によるラジオ放送番組「トゥバの音楽」	中央ユーラシア歴史文化研究所	赤坂 恒明
	第13回 総合研究機構 研究成果報告会	3D考古学の再挑戦 ―遺跡・遺構の非破壊調査研究―	東アジア都城・シルクロード考古学研究所 文化財総合調査研究所 先史考古学研究所 比較考古学研究所 エジプト学研究所	城倉 正祥 田畑 幸嗣 高橋龍三郎 寺崎秀一郎 近藤 二郎

第12号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
ISSN 1880-9553 プロジェクト研究 第12号 ●査読付き論文 「作曲家」エミール・デ・カヴァリエーリ再考 オペラ／音楽劇研究所 萩原 里香 ●査読付き研究ノート 下総龍角寺の発掘（Ⅱ期3次）調査―遺構編― 東アジア都城・シルクロード考古学研究所 城倉 正祥 ナワビ矢麻渡辺 玲 青笹 基史 ●査読付き研究ノート 福島からの避難者に対する支援のあり方―「心のケア」からのパラダイムの転換― 地域社会と危機管理研究所 松村 治 ●査読付き研究ノート アメリカ合衆国に移住したヴォルガドイツ人―コロラド州サウスプラット川流域の甜菜栽培― ロシア研究所 鈴木 健夫 ●査読付き研究ノート 民間企業における女性CIO育成のためのコア・コンピタンスとキャリアパスの国際比較研究 電子政府・自治体研究所 岩崎 尚子 ●査読付き研究ノート 政治的対立と文化交流による日韓相互認識の変遷―日韓の文化受容（韓流・日流）が国民意識の変化に与える影響― 朝鮮文化研究所 鄭 榮蘭 ●査読付き研究ノート 森田稔先生によるラジオ放送番組「カザフの器楽」 中央ユーラシア歴史文化研究所 赤坂 恒明 ●研究活動報告 【資料紹介とデータの集計結果】1890-1910年のロシア帝室劇場におけるオペラのレパートリー オペラ／音楽劇研究所 平野恵美子 ●第12回 総合研究機構研究成果報告会 立ち上がり！早稲田地方創生フォーラム 都市・地域研究所 地域社会と危機管理研究所 佐藤 滋 浦野 正樹 2016年度 早稲田大学 総合研究機構	査読付き論文	「作曲家」エミール・デ・カヴァリエーリ再考	オペラ／音楽劇研究所	萩原 里香
	査読付き研究ノート	下総龍角寺の発掘（Ⅱ期3次）調査―遺構編―	東アジア都城・シルクロード考古学研究所	城倉 正祥 ナワビ矢麻渡辺 玲 青笹 基史
	査読付き研究ノート	福島からの避難者に対する支援のあり方―「心のケア」からのパラダイムの転換―	地域社会と危機管理研究所	松村 治
	査読付き研究ノート	アメリカ合衆国に移住したヴォルガドイツ人―コロラド州サウスプラット川流域の甜菜栽培―	ロシア研究所	鈴木 健夫
	査読付き研究ノート	民間企業における女性CIO育成のためのコア・コンピタンスとキャリアパスの国際比較研究	電子政府・自治体研究所	岩崎 尚子
ISSN 1880-9553 プロジェクト研究 第12号 ●査読付き論文 「作曲家」エミール・デ・カヴァリエーリ再考 オペラ／音楽劇研究所 萩原 里香 ●査読付き研究ノート 下総龍角寺の発掘（Ⅱ期3次）調査―遺構編― 東アジア都城・シルクロード考古学研究所 城倉 正祥 ナワビ矢麻渡辺 玲 青笹 基史 ●査読付き研究ノート 福島からの避難者に対する支援のあり方―「心のケア」からのパラダイムの転換― 地域社会と危機管理研究所 松村 治 ●査読付き研究ノート アメリカ合衆国に移住したヴォルガドイツ人―コロラド州サウスプラット川流域の甜菜栽培― ロシア研究所 鈴木 健夫 ●査読付き研究ノート 民間企業における女性CIO育成のためのコア・コンピタンスとキャリアパスの国際比較研究 電子政府・自治体研究所 岩崎 尚子 ●査読付き研究ノート 政治的対立と文化交流による日韓相互認識の変遷―日韓の文化受容（韓流・日流）が国民意識の変化に与える影響― 朝鮮文化研究所 鄭 榮蘭 ●査読付き研究ノート 森田稔先生によるラジオ放送番組「カザフの器楽」 中央ユーラシア歴史文化研究所 赤坂 恒明 ●研究活動報告 【資料紹介とデータの集計結果】1890-1910年のロシア帝室劇場におけるオペラのレパートリー オペラ／音楽劇研究所 平野恵美子 ●第12回 総合研究機構研究成果報告会 立ち上がり！早稲田地方創生フォーラム 都市・地域研究所 地域社会と危機管理研究所 佐藤 滋 浦野 正樹 2016年度 早稲田大学 総合研究機構	研究活動報告	【資料紹介とデータの集計結果】 1890-1910年のロシア帝室劇場におけるオペラのレパートリー	オペラ／音楽劇研究所	平野恵美子
	第12回 総合研究機構 研究成果報告会	立ち上がり！早稲田地方創生フォーラム	都市・地域研究所 地域社会と危機管理研究所	佐藤 滋 浦野 正樹

第11号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
ISSN 1880-9553 プロジェクト研究 第11号 ●査読付き論文 現代ジャーナリズムの社会システム論的考察―朝日新聞の「吉田調書」「吉田証言」報道からの分析― メディア文化研究所 根本 正一 ●査読付き論文 ヒンデミット《画家マティス》におけるドラマと音楽形式 オペラ／音楽劇研究所 中村 仁 ●査読付き研究ノート 医療政策プロセスの改革と分権・協働による公共経営 パブリックサービス研究所 人見 泰生 ●査読付き研究ノート 森田稔先生蒐集スラヴ系諸民族民俗音楽聴覚資料について 中央ユーラシア歴史文化研究所 赤坂 恒明 ●研究活動報告 医療特許のあり方における特許法、行政上の諸問題―日米印の視点から― 知的財産法制研究所 クリストフ・ラーデマッハ ●第11回 総合研究機構研究成果報告会 独立自尊の国ニュージーランドに学ぶ ニュージーランド研究所 オーストラリア研究所 山岡 道男 宮崎 里司 2015年度 早稲田大学 総合研究機構	査読付き論文	現代ジャーナリズムの社会システム論的考察 ―朝日新聞の「吉田調書」「吉田証言」報道からの分析―	メディア文化研究所	根本 正一
	査読付き論文	ヒンデミット《画家マティス》におけるドラマと音楽形式	オペラ／音楽劇研究所	中村 仁
	査読付き研究ノート	医療政策プロセスの改革と分権・協働による公共経営	パブリックサービス研究所	人見 泰生
	査読付き研究ノート	森田稔先生蒐集スラヴ系諸民族民俗音楽聴覚資料について	中央ユーラシア歴史文化研究所	赤坂 恒明
	研究活動報告	医療特許のあり方における特許法、行政上の諸問題 ―日米印の視点から―	知的財産法制研究所	クリストフ・ラーデマッハ
ISSN 1880-9553 プロジェクト研究 第11号 ●査読付き論文 現代ジャーナリズムの社会システム論的考察―朝日新聞の「吉田調書」「吉田証言」報道からの分析― メディア文化研究所 根本 正一 ●査読付き論文 ヒンデミット《画家マティス》におけるドラマと音楽形式 オペラ／音楽劇研究所 中村 仁 ●査読付き研究ノート 医療政策プロセスの改革と分権・協働による公共経営 パブリックサービス研究所 人見 泰生 ●査読付き研究ノート 森田稔先生蒐集スラヴ系諸民族民俗音楽聴覚資料について 中央ユーラシア歴史文化研究所 赤坂 恒明 ●研究活動報告 医療特許のあり方における特許法、行政上の諸問題―日米印の視点から― 知的財産法制研究所 クリストフ・ラーデマッハ ●第11回 総合研究機構研究成果報告会 独立自尊の国ニュージーランドに学ぶ ニュージーランド研究所 オーストラリア研究所 山岡 道男 宮崎 里司 2015年度 早稲田大学 総合研究機構	第11回 総合研究機構 研究成果報告会	独立自尊の国ニュージーランドに学ぶ	ニュージーランド研究所 オーストラリア研究所	山岡 道男 宮崎 里司

第10号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名	
	査読付き論文	ヴェルディ《シモン・ボッカネグラ》改訂（1881）における叙景の機能	オペラ／音楽劇研究所	長屋 晃一	 ●査読付き論文 ヴェルディ《シモン・ボッカネグラ》改訂（1881）における叙景の機能……………1 長屋 晃一 ●研究活動報告 BOPビジネスに関する実証研究 インド水ビジネスの事例……………17 大門 毅 ●査読付き論文 台湾・中国におけるサービス貿易協定についての検証 —台湾の学生運動をめぐって—……………29 江 秀華 ●査読付き論文 森田稔先生蒐集中央・北方ユーラシア民俗音楽聴覚資料について……………43 赤坂 恒明 ●査読付き論文 Why did the Digital Strategy of the Washington Post Fail? —The Success of the New York Times and the Failure of the Washington Post until the Buyout by Jeff Bezos—……………71 Yoshikazu Mikami ●研究活動報告 神奈川県立横浜翠嵐高校野球部・グラブを忘れたエース —校訓「大平凡主義」と「高校球児たち」の成長—……………81 脇 達朗 ●研究活動報告 学級通信「百段坂物語」から見える定時制生徒の姿容 —校訓「堅忍不拔」と「至誠無息」の浸透—……………93 脇 達朗 ●研究活動報告 On New Approaches to Career Development Workshops for International Students at Japanese Universities……………105 Anna Pinsky, MA, Mariko Harada, PhD ●研究活動報告 喫煙が剣道競技パフォーマンスに及ぼす影響 —巧緻性・敏捷性能力指標を主軸に—……………125 寅嶋 静香 ●研究活動報告 ベトナム労働市場と問題点 J.-F. ショーブ教授講演会 「礫岩国家」の三点測量……………137 ド・マン・ホーン ジャン・フレデリック・ショーブ ●第10回 総合研究機構研究発表大会 —学校、教師の新たな創造をめざして—……………185
	査読付き研究ノート	BOPビジネスに関する実証研究 インド水ビジネスの事例	国際戦略研究所	大門 毅	
	査読付き研究ノート	台湾・中国におけるサービス貿易協定についての検証 —台湾の学生運動をめぐって—	東アジア法研究所	江 秀華	
	査読付き研究ノート	森田稔先生蒐集中央・北方ユーラシア民俗音楽聴覚資料について	中央ユーラシア歴史文化研究所	赤坂 恒明	
	査読付き研究ノート	Why did the Digital Strategy of the Washington Post Fail? —The Success of the New York Times and the Failure of the Washington Post until the Buyout by Jeff Bezos—	Media Culture Research Institute	Yoshikazu Mikami	
	研究活動報告	神奈川県立横浜翠嵐高校野球部・グラブを忘れたエース —校訓「大平凡主義」と「高校球児たち」の成長—	教師教育研究所	脇 達朗	
	研究活動報告	学級通信「百段坂物語」から見える定時制生徒の姿容 —校訓「堅忍不拔」と「至誠無息」の浸透—	教師教育研究所	脇 達朗	
	研究活動報告	On New Approaches to Career Development Workshops for International Students at Japanese Universities	Institute for Transnational HR Management	Anna Pinsky, Mariko Harada	
	研究活動報告	喫煙が剣道競技パフォーマンスに及ぼす影響 —巧緻性・敏捷性能力指標を主軸に—	スポーツ科学未来研究所	寅嶋 静香	
	研究活動報告	ベトナム労働市場と問題点 J.-F. ショーブ教授講演会 「礫岩国家」の三点測量	ベトナム総合研究所 早稲田大学高等研究所	ド・マン・ホーン ジャン・フレデリック・ショーブ	
	第10回 総合研究機構研究発表大会	教育の今を問う —学校、教師の新たな創造をめざして—	教師教育研究所 現代幼児教育研究所	近藤 庄一 湯川 次義	 ●査読付き論文 ホスピタリティ産業公共インフラ整備のための特別 地方税制度の考察と日本への導入戦略について —米国フロリダ州オレンジ郡における事例検証より—……………1 原 忠之 ●査読付き論文 地域包括支援センターと福祉コミュニティ形成 —地域包括ケアでの行政責任—……………17 土屋 耕平 ●査読付き研究ノート 朝日ジャーナルは何だったのか —元編集長・筑紫哲也の遺言……………41 稲垣 太郎 ●査読付き研究ノート 自治体における官民連携に関する考察 —文化振興における事例—……………57 今村 嘉宏 ●研究活動報告 大学と自治体の協働による特別支援教育の推進……………69 村上 義次 ●研究活動報告 メディア・シティズンシップ研究所研究活動報告 〈シンポジウム「つくば写真美術館再考—美術品としての写真を問い直す」成果発表に向けて〉……………79 小林 杏 ●研究活動報告 産後女性に対する産後運動ケアプログラム 実例報告及び有用性の検討 —2年間にわたる札幌市市民力レッジ講座における実践事例より—……………81 寅嶋 静香 ●研究活動報告 森田稔先生蒐集グルジア民俗音楽聴覚資料について……………93 赤坂 恒明 ●第9回 総合研究機構研究発表大会 —集安高句麗碑発見と古代東アジア—……………115 李 成市 河野貴美子 川尻 秋生 李 鍾元
	査読付き論文	ホスピタリティ産業公共インフラ整備のための特別 地方税制度の考察と日本への導入戦略について —米国フロリダ州オレンジ郡における事例検証より—	ホスピタリティ研究所	原 忠之	
	査読付き論文	地域包括支援センターと福祉コミュニティ形成 —地域包括ケアでの行政責任—	地域社会と危機管理研究所	土屋 耕平	
	査読付き研究ノート	朝日ジャーナルは何だったのか —元編集長・筑紫哲也の遺言	メディア文化研究所	稲垣 太郎	
	査読付き研究ノート	自治体における官民連携に関する考察 —文化振興における事例—	パブリックサービス研究所	今村 嘉宏	
	研究活動報告	大学と自治体の協働による特別支援教育の推進	社会連携研究所	村上 義次	
	研究活動報告	メディア・シティズンシップ研究所研究活動報告 〈シンポジウム「つくば写真美術館再考—美術品としての写真を問い直す」成果発表に向けて〉	メディア・シティズンシップ研究所	小林 杏	
	研究活動報告	産後女性に対する産後運動ケアプログラム 実例報告及び有用性の検討 —2年間にわたる札幌市市民力レッジ講座における実践事例より—	スポーツ科学未来研究所	寅嶋 静香	
	研究活動報告	森田稔先生蒐集グルジア民俗音楽聴覚資料について	中央ユーラシア歴史文化研究所	赤坂 恒明	
	第9回 総合研究機構研究発表大会	広開土王碑研究130年 —集安高句麗碑発見と古代東アジア—	朝鮮文化研究所 日本古典籍研究所 奈良美術研究所 韓国学研究所	李 成市 河野貴美子 川尻 秋生 李 鍾元	

第9号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名	
	査読付き論文	ホスピタリティ産業公共インフラ整備のための特別 地方税制度の考察と日本への導入戦略について —米国フロリダ州オレンジ郡における事例検証より—	ホスピタリティ研究所	原 忠之	 ●査読付き論文 ホスピタリティ産業公共インフラ整備のための特別 地方税制度の考察と日本への導入戦略について……………1 原 忠之 ●査読付き論文 地域包括支援センターと福祉コミュニティ形成 —地域包括ケアでの行政責任—……………17 土屋 耕平 ●査読付き研究ノート 朝日ジャーナルは何だったのか —元編集長・筑紫哲也の遺言……………41 稲垣 太郎 ●査読付き研究ノート 自治体における官民連携に関する考察 —文化振興における事例—……………57 今村 嘉宏 ●研究活動報告 大学と自治体の協働による特別支援教育の推進……………69 村上 義次 ●研究活動報告 メディア・シティズンシップ研究所研究活動報告 〈シンポジウム「つくば写真美術館再考—美術品としての写真を問い直す」成果発表に向けて〉……………79 小林 杏 ●研究活動報告 産後女性に対する産後運動ケアプログラム 実例報告及び有用性の検討 —2年間にわたる札幌市市民力レッジ講座における実践事例より—……………81 寅嶋 静香 ●研究活動報告 森田稔先生蒐集グルジア民俗音楽聴覚資料について……………93 赤坂 恒明 ●第9回 総合研究機構研究発表大会 —集安高句麗碑発見と古代東アジア—……………115 李 成市 河野貴美子 川尻 秋生 李 鍾元
	査読付き論文	地域包括支援センターと福祉コミュニティ形成 —地域包括ケアでの行政責任—	地域社会と危機管理研究所	土屋 耕平	
	査読付き研究ノート	朝日ジャーナルは何だったのか —元編集長・筑紫哲也の遺言	メディア文化研究所	稲垣 太郎	
	査読付き研究ノート	自治体における官民連携に関する考察 —文化振興における事例—	パブリックサービス研究所	今村 嘉宏	
	研究活動報告	大学と自治体の協働による特別支援教育の推進	社会連携研究所	村上 義次	
	研究活動報告	メディア・シティズンシップ研究所研究活動報告 〈シンポジウム「つくば写真美術館再考—美術品としての写真を問い直す」成果発表に向けて〉	メディア・シティズンシップ研究所	小林 杏	
	研究活動報告	産後女性に対する産後運動ケアプログラム 実例報告及び有用性の検討 —2年間にわたる札幌市市民力レッジ講座における実践事例より—	スポーツ科学未来研究所	寅嶋 静香	
	研究活動報告	森田稔先生蒐集グルジア民俗音楽聴覚資料について	中央ユーラシア歴史文化研究所	赤坂 恒明	
	第9回 総合研究機構研究発表大会	広開土王碑研究130年 —集安高句麗碑発見と古代東アジア—	朝鮮文化研究所 日本古典籍研究所 奈良美術研究所 韓国学研究所	李 成市 河野貴美子 川尻 秋生 李 鍾元	

第8号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
ISSN 1880-9553 プロジェクト研究 第8号 ◆査読付き論文 裸の記憶 —雑誌<i>Das Magazin</i>における東ドイツの性規範の再構築— 1 著者 田中 浩 フランス・ブルターニュ地方における異文化間とバイリンガル教育の推進 —戦前から現在までの話者人口調査を通して— 15 著者 田中 浩 IPV被害者の感情と被害意識 31 著者 田中 浩 トータルデザインによる地域振興について —奈良県「山の辺の道」地域における活性化プロジェクト— 47 著者 田中 浩 「差別」と人権 —奈良県における「差別」の存在とその社会的意味— 57 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 自治体における文化振興策に関する考察 —ロジカルフレームワークによる構造整理— 73 著者 田中 浩 Strengthening a Country by Building a Strong Public School Teaching Profession Kazuko Ito, PhD 85 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 第18回 Performance Studies International (通称PSi#18) performance: culture: industry (2012年6月27日～7月1日、リーズ大学にて) 103 著者 田中 浩 OECD/APEC 早稲田大学合同国際会議 21世紀最大課題～超高齢社会と情報社会の融合～ 109 著者 田中 浩 第18回 総合研究機構研究報告会 意識変化をもたらす教育の実践報告 121 著者 田中 浩 2012年度 早稲田大学 総合研究機構	査読付き論文	裸の記憶 —雑誌 <i>Das Magazin</i> における東ドイツの性規範の再構築—	文化社会研究所	嶋田 由紀
	査読付き論文	フランス・ブルターニュ地方における言語交替とバイリンガル教育の推進 —戦前から現在までの話者人口調査を通して—	国際言語文化研究所	大場 静枝
	査読付き論文	iPS 細胞の倫理と国際戦略	交感哲学研究所	伊野 連
	査読付き論文	トータルデザインによる地域振興について —奈良県「山の辺の道」地域における活性化プロジェクト—	メディアデザイン研究所	長 幾朗 竹之内要人
	査読付き論文	「滄洲」と入宋僧 —南宋代における一律院の所在とその宗教的空間—	日本宗教文化研究所	西谷 功
	査読付き研究ノート	自治体における文化振興策に関する考察 —ロジカルフレームワークによる構造整理—	パブリックサービス研究所	今村 嘉宏
	査読付き研究ノート	Strengthening a Country by Building a Strong Public School Teaching Profession	Institute of Teacher Education	Kazuko Ito
	研究活動報告	第18回 Performance Studies International (通称PSi#18) performance: culture: industry (2012年6月27日～7月1日、リーズ大学にて) についての報告	オペラ/音楽劇研究所	森 佳子 伊藤 由紀 山梨 牧子
	研究活動報告	地球環境とエネルギーを取り巻く最新状況と連続公開授業実施結果の検討 (案)	資源戦略研究所	平田 竹男 奥村 直士
	早稲田大学総合研究機構公式行事	OECD/APEC/早稲田大学合同国際会議 21世紀最大課題～超高齢社会と情報社会の融合～	電子政府・自治体研究所	小尾 敏夫 岩崎 尚子
	第8回 総合研究機構研究成果報告会	モチベーションを高める教育法 意識変化をもたらす教育の実践報告	臨床教育科学研究所 オーストラリア研究所 ヒューマンリソース研究所	スタント・カン 宮崎 里司 樋口 清秀

第7号	種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
ISSN 1880-9553 プロジェクト研究 第7号 ◆査読付き論文 畢修勺と巴金 —1920年代後期のアナーキズム雑誌『民鐘』と『革命週報』をめぐる— 1 著者 田中 浩 国際競争力新指標に関わる研究 —超高齢社会のICT利活用効用分析— 17 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 産後女性の身体状況把握及び産後運動ケア実践の提案 —460人のアンケート調査及び健康運動指導実践のケーススタディから— 29 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 アジア太平洋地域の過去・現在・未来： ニュージーランドと日本 43 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 2011年ワシントン・フォーラムによる経済情勢と地域性 —経済成長と持続可能な開発— 45 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 イアン・ケネディ (英日ニュージーランド大使) 48 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 2011年ワシントン・フォーラムによる経済情勢と地域性 —経済成長と持続可能な開発— 55 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 日本におけるニュージーランド研究と早稲田大学 —経済成長と持続可能な開発— 75 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 ニュージーランドと日本の経済政策、外交政策の展望 —経済成長と持続可能な開発— 85 著者 田中 浩 ◆研究活動報告 ヒューマンリソース研究所 オーストラリア研究所 ヒューマンリソース研究所 92 著者 田中 浩 2011年度 早稲田大学 総合研究機構	査読付き論文	畢修勺と巴金 —1920年代後期のアナーキズム雑誌『民鐘』と『革命週報』をめぐる—	中国現代文学・文化研究所	呉 念聖
	査読付き論文	国際競争力新指標に関わる研究 —超高齢社会のICT利活用効用分析—	電子政府・自治体研究所	小尾 敏夫 岩崎 尚子
	研究活動報告	産後女性の身体状況把握及び産後運動ケア実践の提案 —460人のアンケート調査及び健康運動指導実践のケーススタディから—	スポーツ科学未来研究所	寅嶋 静香
	第7回 総合研究機構研究成果報告会	アジア太平洋地域の過去・現在・未来： ニュージーランドと日本	ニュージーランド研究所 オーストラリア研究所	山岡 道男 宮崎 里司

種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
査読付き論文	持続可能な社会における子育て —生物学的文化人類学の視点から—	水稻文化研究所	八木 玲子 河合 徳枝
査読付き研究 ノート	酒造業における技能形成とその環境変化 —越後杜氏の事例から—	システム競争力研究所	関 千里
査読付き研究 ノート	現代日本における政党政治確立の条件 —過渡期における政党への期待と不安—	公共政策研究所	牧島 可憐
第6回 総合研究機構 研究成果報告会	中国における経済発展・法整備と日系企業	中華経済研究所 現代中国法研究所 トランスナショナル HRM 研究所	林 華生 小口 彦太 白木 三秀

種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
査読付き論文	フランスの言語政策と地域語教育運動 —ブレイス語を事例として—	国際言語文化研究所	大場 静枝
査読付き論文	企業人、大原総一郎の愛国心と近代の群像	日本地域文化研究所	兼田 麗子
査読付き研究 ノート	魅惑の映画 (le film enchanté) 『シェルブールの 雨傘』に刻まれた時間が示すもの —フランスのジェンダー映画研究の視点から—	ジェンダー研究所	中山 信子
査読付き研究 ノート	酒造業における作業組織の変化 —南部杜氏集団による酒づくりの事例から—	システム競争力研究所	関 千里
査読付き研究 ノート	第三世代中国人アナーキストの中の日本留学組 —沈仲九を中心に—	中国現代文学・文化 研究所	呉 念聖
査読付き研究 ノート	Cultural beliefs, attitudes and behavior in seeking health care of Japanese-Peruvian laborer immigrants in Saitama and Gunma —Concerning Ethic and Human Rights—	Institute of Medical Anthropology	Tsuchida Fernández Marisa Beatriz Yasushi Kikuchi
査読付き研究 ノート	具体物の形状が等分方略に与える影響 —小学校における「分数」導入授業を事例として—	教師教育研究所	石井 康博
査読付き研究 ノート	ベトナムの経済発展と民間セクターの振興	ベトナム総合研究所	ド・マン・ホン
第5回 総合研究機構 研究成果報告会	地球環境問題と自動車・部品産業の課題 —産官学連携が築く自動車産業の未来—	日本自動車部品産業 研究所 次世代エンジン研究所	小林 英夫 大聖 泰弘

種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
査読付き論文	途上国開発における公共経営論的試み —ナイジェリア地方給水案件の事例—	アフリカ研究所	大門 毅
査読付き論文	CIOの新しい役割 —グリーン ITにおけるCIOコア・コンピタンスの 確立—	電子政府・自治体 研究所	小尾 敏夫 岩崎 尚子
査読付き研究 ノート	ヤスパースによる暗号の藝術形而上学	交域哲学研究所	伊野 連
査読付き研究 ノート	酒造技能者の同一業種内移動に関する考察 —1980年代の南部杜氏の事例—	システム競争力研究所	関 千里
査読付き研究 ノート	配当データを用いた企業倒産予知研究	システム競争力研究所	二神 常爾
査読付き研究 ノート	Medical Anthropology Research and Report in Latin American Immigrants in Saitama and Gunma	Institute of Medical Anthropology	Tsuchida Fernández Marisa Beatriz
査読付き研究 ノート	アルセニオス派のシスマ終結の背景について	ヨーロッパ文明史 研究所	橋川 裕之
研究活動報告	胎生期からの新しい長期コホート調査系の構築を求 めて	胎生期エピジェネ ティック制御研究所	福岡 秀興 浅野 茂隆
第4回 総合研究機構 研究成果報告会	日本の国際戦略を考える	国際戦略研究所 アフリカ研究所	片岡 貞治 大門 毅

第3号

種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
査読付き研究 ノート	巡礼の観光社会学 —巡礼経験のカテゴリ化に向けて—	道空間研究所	鈴木 無二
査読付き研究 ノート	中小企業における人材開発システム —酒造業にみるコミュニティをベースとした育成の 仕組み—	システム競争力研究所	関 千里
研究活動報告	胎生期エピジェネティック制御と成人病胎児期発症説 —胎生期の低栄養と成人病（生活習慣病）の発症機 序：胎生期エピジェネティック制御研究所の設立意 義及び目的—	胎生期エピジェネ ティック制御研究所	福岡 秀興
第3回 総合研究機構 研究成果報告会	自由・進取の精神と反骨の系譜 —早稲田大学における伝統の創造—	自由民権研究所 東アジア法研究所 ジェンダー研究所	安在 邦夫 浅古 弘 小林富久子

種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
論文	包括的デジタル・アーカイブ構築の試みとその意義： 常磐炭砒アーカイブの例	常磐炭砒アーカイブ 研究所	嶋崎 尚子
論文	平和構築支援における援助モダリティの研究 —対アフガニスタン円借款の可能性—	国際戦略研究所	大門 毅
研究ノート	教職課程及び大学と学校現場の人事交流に関する一 考察 —高等学校の現職教員として大学の教職課程科目を 担当して—	教師教育研究所	関根 荒正
研究ノート	新潟地域における産業人材育成システム —清酒製造業の事例—	システム競争力研究所	関 千里
第2回 総合研究機構 研究成果報告会	ロボット・医療福祉・倫理	WABOT-HOUSUE 研究所 未来医療政策研究所 ユビキタスヘルスリ サーチ研究所 生命医療・法と倫理 研究所 ヒューマノイド研究所	菅野 重樹 大野 高裕 加納 貞彦 岩志和一郎 橋本 周司

創刊号(第1号)

種 別	タ イ ト ル	研 究 所	氏 名
論文	建築系環境・情報マネージメントシステムに関する研究 —研究スキームおよび実践について—	建築系環境・情報マネージメントシステム研究所	田辺 新一 富樫 英介
論文	未来型電子自治体モデルの構築 —首都圏自治体での2アンケート調査実施による理想と現実の乖離に対する問題解決策—	電子政府・自治体研究所	小尾 敏夫 岩崎 尚子 津崎 直也
研究活動報告	医と食文化 一茶をめぐる—	医食文化研究所	穴戸 佳織
第1回 総合研究機構 研究成果報告会	早稲田学術の最先端を拓く	ヨーロッパ文明史研究所 文化遺産デジタルアーカイブ研究所 都市・地域研究所 国際バイオエシックス・バイオ法研究所 持続的未來研究所 ヒューマノイド研究所 WABOT-HOUSUE研究所	井内 敏夫 浦野 義頼 佐藤 滋 岩志和一郎 櫻井 英博 橋本 周司 菅野 重樹

《 鼎 談 》

“強み”を活かし、“独自性”を引き出す － 総合研究機構のこれからを語る －

本学では、「世界で輝くWASEDA」を目指し、「研究」を「教育」「社会貢献」と並ぶ3本柱の一つとして位置付け、様々な研究組織が全学的な研究力の強化につながる活動を実践しています。

総合研究機構では、教員や研究員が、所属する「学院」という枠組に捉われることなく、また、文系・理系を問わず、自由な連携による研究を推進するための「プロジェクト研究所」を束ねつつ、これまで多くの研究者の学術への挑戦を支援してきました。

本機構の創設から20余年が経ち、社会情勢が大きく変化している中で、本機構が果たすべき役割、現状の課題、これからの在り方について見つめ直すため、今回、本機構の運営に深く関わられている先生方による鼎談を開催しました。



川上 泰雄（かわかみ やすお）

スポーツ科学学院教授。専門はバイオメカニクス、運動生理学。東京大学教育学研究科修了。博士（教育学）。東京大学助教授、早稲田大学助教授を経て2005年より現職。2020年より総合研究機構長、2021年より早稲田大学理事を務める。

吉野 孝（よしの たかし）

政治経済学院教授。専門は英米政治学、政党論、アメリカ政治。早稲田大学専任講師、助教授、米国ジョーンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究所客員研究員を経て、1995年より現職。2010年より総合研究機構審査選考委員を経て2017年より審査選考委員長を務める。

大野 高裕（おおの たかひろ）

創造理工学部経営システム工学科教授。専門はコストマネジメント、環境マーケティング。早稲田大学専任講師、助教授を経て1994年より現職。2019年より総合研究機構評価委員長を務める。

■強みを活かし、独自性を引き出す分野横断的な研究の枠組み

○川上：経済活動の急激な変化や18歳人口の減少を踏まえると、大学は、自らの強みや独自性を捉え直したうえで、新たな研究活動の方向性を見出していくことが求められていると考えます。本学の「強み」は、総合大学として10学術院の下に35の学部・研究科を設け、広範囲な専門領域で教育・研究活動を展開していることであると言えるのではないのでしょうか。そして、その「強み」を凝縮・体系化させた組織的な枠組みが本機構であると思います。本機構には、既存の学術分野を超えて、先生方が集まり、新たな研究に向けて学際的なアプローチを行う多種多様なプロジェクト研究所があります。その数は100を超え、延べ3,000名近くの研究者が研究活動を展開しています。これは、他の大学には類のない本学の「独自性」を打ち出すものであるといえます。これらのプロジェクト研究所に対する支援や、時勢を見据えたスクラップ&ビルド、研究成果の広報活動を担い、さらなる研究活動の活性化・発展を促すことが、本機構の役割であると考えます。

○大野：本機構が創設される以前は、各学部設置された研究所の中で、学部所属する先生方が研究を実施していました。しかし、「学部横断的な研究交流がない」、「研究所運営にフレキシビリティに欠ける部分が多い」という課題が顕在化してきました。そこで、総合大学としての特性を活かすことができる、全学横断的な研究組織が必要だと考えられるようになったのです。プロジェクト研究所、そして総合研究機構はそうした動きの中で発展してきました。横断的な研究のモデルケースとしましては、文理融合による研究活動を実施している「データサイエンス研究所」が挙げられます。



現代社会においては、膨大なデータを分析し、人間の意思決定に活用することが求められています。ビッグデータの活用という、データサイエンスの応用範囲は人文系にも広がりを見せています。実際、同研究所には様々な分野の研究者が集まり、多種多様な業界・業種の企業から持ち込まれたビッグデータを分析・組み合わせ、新しい価値を引き出すことに成功しており、その結果が論文になるという成果も出ています。

○吉野：政治学者の観点から申しますと、データサイエンスは、現在、政治学では投票、政党支持、政策評価、政治信頼度などの分析に応用されています。これは、ビッグデータ時代の社会の要請に応えるためには欠かせない変化です。しかも、データに基づく計量的な分析手法は、研究の在り方も変えつつあります。これまでは、人文社会系と理工系の教員が同じ研究会に参加するようなことはあまり見られませんでしたし、そもそも、言葉一つをとっていても、その意味が人文社会系の研究者と理系の研究者とは異なることから、話が噛み合わないという事態が生じていました。

しかし、最近では、このデータに基づく計量的な分析手法が人文社会系と理工系とで研究を近づけることになり、両者が研究会を行う際には、それぞれの語意の認識の相違点を埋めるところから始めるなどの取り組みが見受けられるようになってきました。

○川上：スポーツ科学者の立場から申しますと、われわれは例えば「人間はどうやって走るのか」といった身体機能に関するデータを収集・分析することを得意とするのですが、“ものづくり”は不得手です。一方で、工学系の研究者の方々の中には、“ものづくり”を得意とされ、様々なノウハウをお持ちであるにも関わらず、人間の『機能』に特化した情報を十分お持ちでない場合もあるように思います。お互いがそれぞれの専門領域の「強み」を融合することで、単独では成し得ない先端的な研究活動に発展させることができるのではないかと考えます。

また、社会的要請に応え得るロボットを開発するためには、ロボットの役割や活躍の場をきちんと定義する、といった人文社会系のアプローチが求められるでしょう。現代社会の要請に応じるために、様々な研究分野からの示唆を、自らの研究活動に積極的に取り込んでいくことが不可欠な時代になってきたといえるのではないのでしょうか。

○吉野：加えて、世代間を横断するようなコミュニケーションの必要性も感じています。私が専門とする政治学では、「国際社会がどうあるべきか」といったテーマにおいて、研究者の世代によって考え方が全く違うようなことがあります。それぞれの研究者が歩んできた時代が異なると、当然、そこで育まれた価値観にも隔たりが生じてきます。政治現象を研究するうえでは、急速に変化する国際情勢を正しく把握する必要がありますが、そのためには、同じ時代を生きた同世代の研究者達だけで議論をするのではなく、異なる視点・価値観を持つ若い研究者との交流を通じ、多角的な視点からアプローチすることが非常に重要であるといえます。

○川上：私も、めまぐるしく変化する社会のニーズに応えるためには、若い世代の力は必須であると考えます。これまで、プロジェクト研究所のメンバーの構成を考える際には、多様な学問領域の交流に重点が置かれてきたかと思います。しかし、今後はそのことのみならず、世代を超えた研究者間の交流を、いかにしてプロジェクト研究所に取り入れ、議論の質を高め、研究を活性化していくかという仕組みづくりも重要であると考えます。

■「自由闊達な研究」を後押しする評価基準

○川上：本機構では、評価委員会を設置し、プロジェクト研究所それぞれの研究活動を後押しすることを目的として、その事業の評価を実施しています。また、評価にあたっては、プロジェクト研究所が設置された当初の計画とその実施状況、研究資金の獲得額や共同研究体制など、複数の側面から判断できるよう基準を定めています。本機構の研究分野が多岐にわたっているため、どのような評価基準を設定するかは、非常に苦慮するところかと思いますが、この点について、評価委員長という立場から大野先生の考えを伺いたいと思います。



○大野：プロジェクト研究所の評価において、重視している基準は二つあります。第一は、プロジェクト研究所の設立趣旨に則った研究活動が実施できているのか、ということです。「自由闊達な研究を積極

的に行う」のがプロジェクト研究所の大きな目的ですので、論文の数や学術的な研究の質そのものというよりは、研究所がそもそも目指したことができているのか、あるいはきちんとゴールに向かって、研究活動自体の質が担保できているのかという視点です。第二は、研究所にメンバーが集ったからこそ可能なことを実践しているか、ということです。論文の共同執筆ができなくても、研究会やシンポジウムを開催するなど、メンバー間で議論したことにより新しいアイデアを生み出していくといった協働性のようなことを期待しています。

この二つを重視している理由は、各研究所や研究者を後押しするための評価であるという考えを非常に大切にしているためです。研究の質や意義に重きを置き過ぎてしまうと、評価委員会という狭い範囲の中での価値観により、「研究」を判断してしまうことになります。研究そのものの評価は、より広く社会全体に問うべきものと考えますので、評価委員会ではそこに介入すべきではなく、活動そのものを後押ししていくことこそが重要であると考えています。

○吉野：研究に対する評価基準を変えてみることは、新しいアイデアの創出につながるかもしれません



ね。テクノロジーの開発・応用といった技術分野は成果が目に見えて理解しやすいのですが、歴史や文学のように即時的な成果が見えづらく、イノベーションを起こしにくい研究分野もあります。そうした点を加味した評価の在り方が今後は検討される必要があるように思います。評価の基準が変わり、新たな視点で周囲からの評価を受けることで、これまで注目されてこなかった研究の重要性が見直される可能性もあるのではないのでしょうか。

○大野：そもそも研究には、既存のテーマを追求するものと、テーマそのものを発見するものという2つの方向性があります。前者の例を挙げると、昨今流行のテーマであるSDGsです。その場合もただ流行を追うだけでなく、持続可能な開発目標は「当たり前」としたうえで、次はどんなテーマが来るのだろうかと考えてみるのが重要となります。そのときに、学生や教員がそれぞれの立場から、恐れずに議論を交わすことで新たな問題が見えてくる可能性があります。だから、ダイバーシティやインクルージョンという考え方を、本学が積極的に取り入れていく必要があると考えます。

大学は、実社会では試すことが難しい挑戦的な取り組みができる“近未来の実験の場”という側面があると考えています。プロジェクト研究所がそういったムーブメントの先駆けを担ってくれたら理想的です。

○川上：表面化している問題にアプローチするだけでなく、潜在する問題そのものを見つけ出す、そうした積極的で進取の研究活動が早稲田らしい研究といえるのではないかと思います。先ほど、大野先生から評価で重視する二つの点についてお話をいただきましたが、さらに一つ加えるとすれば、「これまでにない、挑戦的な取り組みを実施できているか」というような点に関する評価基準があってもよいのではないかと思います。

■新たな取り組みの必要性：世代間・横断的交流の場の促進

○川上：プロジェクト研究所のさらなる活性化のために、本機構には、まだまだできることがあるように思います。両先生の考えについてお聞かせください。

○大野：先ほど、吉野先生のお話の中に世代間交流による研究活動の必要性について問題提起いただきましたが、現状のプロジェクト研究所の構成メンバーを俯瞰すると、ハードルが高いイメージを持たれているせいか、若手研究者が少ないように思えます。例えばですが、勢いのある若手研究者に声を掛けて、「この専門分野の研究者と組んでみたい」という意見を伺ってみてはどうかと思います。そして、その研究者を起点に「この指止まれ」といった取り組みを行うのです。つまり、本機構が研究者同士を繋ぐ手助けをする。そんな手法も良いのではないのでしょうか。

○吉野：プロジェクト研究所同士の相互協力の促進というのは、これまでもそうでしたが、これからも一層取り組むべき課題であるように思います。これまでは、その役割の一旦を「機構誌」が担ってきていました。「機構誌」には、各プロジェクト研究所の研究員等から論文が投稿されていたので、必然的に、自分の研究分野以外の領域の論文を見ることができる、非常に貴重な機会であったというわけです。

しかしながら、現在では、情報が溢れかえっており、自分の研究分野だけでも日々、読み切れないほどの論文を入手することができます。さらには、より専門性の高い学会誌等への論文投稿の傾向が高まる中で、「機構誌」に投稿すること、さらにはそれを読むこと自体も“負担”になってしまっているのではないのでしょうか。その意味でも、よりカジュアルな形で研究成果がアウトプットできる仕組みがあれば、本来「機構誌」が担っていた「学問領域の交流の場」としての役割を果たすとともに、研究活動の活性化をも期待できるようになると思います。

○大野：そのように「機構誌」を変えていけたら、プロジェクト研究所同士の研究内容の可視化やコミュニケーション促進に役立ちそうですね。ワーキングペーパーに特化した、とりあえずアイデアをアウトプットできるような場を目指すというのも良いと思います。とある領域に関するペーパーを見た別領域の研究者が、新しいアイデアを思いついたり、課題解決のヒントを得たり、といった広がりが見られるかもしれません。ページ数を指定せず、査読もなし。「どうぞ好きなことを記述してください」というカジュアルな場を機構誌が提供する。若手の方にも積極的に参加してもらえば、そのくらいの大胆さがあっても面白いと思います。

○吉野：これは、地域を越える新しい政治経済問題の台頭と従来の地域研究の限界を認識して設置された「地域・地域間研究機構」での事例なのですが、ある地域間の対立が激しい理由が、政治学の視点だけではよくわからなかった。対立の根底にはジェンダーの問題が関係しているかもしれないと考えて、ジェンダー研究の先生方に話を聞いてみたところ、「先生たちは出来上がった規範だけを押しつけようとしている」という批判を受けました。われわれの間からはなかなか出てこない視点で、専門領域だけで考えることの限界を感じました。

○川上：さまざまな視点を取り入れることは、結果として研究者自身の成長にもつながり、研究の質の向上につながるものであると思います。早稲田大学の研究力が社会に寄与するためには、領域横断的な研究は欠かせない手法だと思いますし、本機構の中で、そのような活動を積極的に支援していく取組みが益々重要になってくるのではないのでしょうか。

■社会へ研究成果を発信

○川上：私たち研究者は、研究成果を社会へ還元することを通じて社会貢献を果たす、という役割を担っています。本機構では、研究成果をどのように、社会に発信していくかが課題となっています。どんなに良い研究活動を実施していたとしても、そのことを必要としている人々へ届かなければ、それは役割を果たすことができていないといえるのではないのでしょうか。まずは、本機構の各プロジェクト研究所の活動そのものを“知ってもらう”ことから始めていく必要があるように考えます。

○吉野：まず、だれに何を伝えたいのか、それを正しく伝えられているのかを振り返ってみることが必要だと思います。例えば、その情報を届けたいのは学生なのか、一般人なのか。もし、そうした人々に届けたいのであれば、内容が少し専門的過ぎないかなどを再考してみる。そのうえで、やや入門的な内容の媒体と、専門性の高い情報を出す媒体とを区別して、発信することも一手かもしれません。いずれにしても、専門家だけが分かればよい、というような観点からは脱していくことが求められているのではないのでしょうか。

○大野：大事なのは、「どんな人に見てもらいたいのか」「何を期待しているのか」ではないかと思います。そこを明確にしないまま、「あれも」「これも」と欲張ると、誰のリアクションにもつながらないものになってしまう恐れがあります。研究成果を発信することで、「早稲田大学にはこんな研究者がいる」ということを、若手研究者や企業の人々が知り、集まってくる。研究成果の発信は、そこで完結してしまうのではなく、新たな交流の場の創造となるようなものであるべきではないかと考えます。

先ほども言いましたが、私が思う大学の理想は“近未来の実験の場”です。今の社会では実現不可能な取り組みも、大学でなら実験することができるでしょう。そして、実験を介して生まれた様々な意見の交流が、新たな価値を生み出すこともあるでしょう。そうしたことが、より良い未来社会のために有用なものとなるはずです。



鼎談を終えて

多種多様な研究者同士の連携を後押しし、研究活動を活性化させるための下支えとなりつつ、プロジェクト研究所の評価制度や情報発信の方法を精査・追求していくという総合研究機構の使命や目標を改めて考えることができました。また、組織そのものも常に進化し続けなければならないことを痛感しました。研究者の努力に寄り添い、総合大学としての本学の「知」の実践の場を模索し提供し続けることが、本機構の果たすべき役割ではないかと考えます。常日頃ご尽力いただいている事務局の皆様に感謝します。100を優に超えるプロジェクト研究所のますますのご発展を心よりお祈りいたします。

(総合研究機構長 川上 泰雄)

2021年度 プロジェクト研究所一覧

次代の社会システムを創造する

IT戦略研究所

所長：根来 龍之 商学大学院教授

イノベーション・ファイナンス国際研究所

所長：樋原 伸彦 商学大学院准教授

ガバナンス&サステナビリティ研究所

所長：マレン ジョエル ベーカー 商学大学院准教授

クレジットビジネス研究所

所長：坂野 友昭 商学大学院教授

グローバル・ストラテジック・リーダーシップ研究所

所長：杉浦 正和 商学大学院教授

グローバル生産・物流コラボレート研究所

所長：吉本 一穂 理工学大学院教授

スポーツビジネス研究所

所長：間野 義之 スポーツ科学大学院教授

スポーツ産業研究所

所長：中村 好男 スポーツ科学大学院教授

データサイエンス研究所

所長：後藤 正幸 理工学大学院教授

デジタル・ソサエティ研究所

所長：三友 仁志 国際学術院教授

トランスナショナルHRM研究所

所長：白木 三秀 政治経済学術院教授

パブリックサービス研究所

所長：小林 麻理 政治経済学術院教授

ヒューマン・ナチュラリソースマネジメント研究所

所長：福田 育弘 教育・総合科学学術院教授

ベトナム総合研究所

所長：鍋嶋 郁 国際学術院教授

マーケティング・コミュニケーション研究所

所長：恩蔵 直人 商学大学院教授

マニフェスト研究所

所長：山田 治徳 政治経済学術院教授

意思決定研究所

所長：竹村 和久 文学学術院教授

医療レギュラトリーサイエンス研究所

所長：岩崎 清隆 理工学大学院教授

価値創造マネジメント研究所

所長：大野 高裕 理工学大学院教授

会計研究所

所長：河 榮徳 商学大学院教授

海法研究所

所長：箱井 崇史 法学学術院教授

環境経済・経営研究所

所長：有村 俊秀 政治経済学術院教授

公共政策研究所

所長：縣 公一郎 政治経済学術院教授

国際ファミリービジネス総合研究所

所長：長谷川 博和 商学大学院教授

国際不動産研究所

所長：川口 有一郎 商学大学院教授

災害復興医療人類学研究所

所長：辻内 琢也 人間科学学術院教授

産学融合国際戦略研究所

所長：吉江 修 理工学大学院教授

資源戦略研究所

所長：平田 竹男 スポーツ科学大学院教授

次世代ジャーナリズム・メディア研究所

所長：瀬川 至朗 政治経済学術院教授

次世代ロジスティクス研究所

所長：横田 一彦 商学大学院教授

社会シミュレーション研究所

所長：高橋 真吾 理工学大学院教授

社会安全政策研究所

所長：棚村 政行 法学学術院教授

社会的養育研究所

所長：上鹿渡 和宏 人間科学学術院教授

先端技術の法・倫理研究所

所長：田村 達久 法学学術院教授

早稲田ブルー・オーシャン・シフト研究所

所長：池上 重輔 商学大学院教授

総合政策科学研究所

所長：藤井 浩司 政治経済学術院教授

知的財産法制研究所

所長：高林 龍 法学学術院教授

電子政府・自治体研究所

所長：加藤 篤史 国際学術院教授

平和学研究所

所長：堀 芳枝 社会科学総合学術院教授

保険研究所

所長：李 洪茂 商学大学院教授

文化の継承・発展に資する

エジプト学研究所

所長：近藤 二郎 文学学術院教授

オペラ／音楽劇研究所

所長：荻野 静男 政治経済学術院教授

コーチング研究所

所長：葛西 順一 スポーツ科学学術院教授

ナショナリズム・エスニシティ研究所

所長：中澤 達哉 文学学術院教授

奈良美術研究所

所長：川尻 秋生 文学学術院教授

ユネスコ世界遺産研究所

所長：小岩 正樹 理工学術院准教授

ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所

所長：甚野 尚志 文学学術院教授

ロシア東欧研究所

所長：田中 孝彦 政治経済学術院教授

現代死生学研究所

所長：森岡 正博 人間科学学術院教授

先史考古学研究所

所長：高橋 龍三郎 文学学術院教授

中央ユーラシア歴史文化研究所

所長：柳澤 明 文学学術院教授

中国現代文化研究所

所長：千野 拓政 文学学術院教授

中国古籍文化研究所

所長：岡崎 由美 文学学術院教授

都市と美術研究所

所長：坂上 桂子 文学学術院教授

東アジア都城・シルクロード考古学研究所

所長：城倉 正祥 文学学術院教授

東アジア法研究所

所長：和仁 かや 法学学術院教授

日本古典籍研究所

所長：河野 貴美子 文学学術院教授

日本宗教文化研究所

所長：吉原 浩人 文学学術院教授

比較考古学研究所

所長：寺崎 秀一郎 文学学術院教授

文化財総合調査研究所

所長：田畑 幸嗣 文学学術院教授

地域社会の未来に貢献する

アジア国際移動研究所

所長：ファラー グラシア 国際学術院教授

グローバルヘルス研究所

所長：勝間 靖 国際学術院教授

システム競争力研究所

所長：藁谷 友紀 教育・総合科学学術院教授

スポーツ栄養研究所

所長：田口 素子 スポーツ科学学術院教授

モチベーションサイエンス研究所

所長：葛山 康典 社会科学総合学術院教授

レジリエンス研究所

所長：松岡 俊二 国際学術院教授

医学を基礎とするまちづくり研究所

所長：後藤 春彦 理工学術院教授

建築学研究所

所長：高口 洋人 理工学術院教授

現代中国研究所

所長：青山 瑠妙 国際学術院教授

参加のデザイン研究所

所長：卯月 盛夫 社会科学総合学術院教授

自動車・部品産業研究所

所長：中嶋 聖雄 国際学術院教授

水循環システム研究所

所長：高瀬 浩一 商学学術院教授

地域社会と危機管理研究所

所長：浅川 達人 人間科学学術院教授

都市・地域研究所

所長：早田 宰 社会科学総合学術院教授

発育発達研究所

所長：鳥居 俊 スポーツ科学学術院教授

ビジネス・テクニカル・コミュニケーション研究所

所長：森田 彰 商学学術院教授

新しい教育のあり方を探る

インテリジェント・パフォーマンスアナリティクス研究所

所長：大須 理英子 人間科学学術院教授

キャリアデザインと学習サービス研究所

所長：松居 辰則 人間科学学術院教授

ことばの科学研究所

所長：近藤 眞理子 国際学術院教授

ジェンダー研究所

所長：村田 晶子 文学学術院教授

社会連携研究所

所長：友成 真一 理工学術院教授

学力向上研究所

所長：菊地 栄治 教育・総合科学学術院教授

韓国学研究所

所長：李 鍾元 国際学術院教授

教師教育研究所

所長：藤井 千春 教育・総合科学学術院教授

情報教育研究所

所長：原田 康也 法学学術院教授

中国語教育総合研究所

所長：楊 達 文学学術院教授

紛争交渉研究所

所長：和田 仁孝 法学学術院教授

幼児教育開発研究所

所長：湯川 次義 教育・総合科学学術院教授

臨床法学教育研究所

所長：石田 京子 法学学術院教授

科学技術の最先端に迫る

アクティヴ・エイジング研究所

所長：岡 浩一朗 スポーツ科学学術院教授

グローバル科学知融合研究所

所長：朝日 透 理工学術院教授

ゲームの科学研究所

所長：瀧澤 武信 政治経済学術院教授

スポーツ脳科学研究所

所長：正木 宏明 スポーツ科学学術院教授

ヒューマノイド研究所

所長：高西 淳夫 理工学術院教授

ファージセラピー研究所

所長：常田 聡 理工学術院教授

ベースボール科学研究所

所長：矢内 利政 スポーツ科学学術院教授

ホリスティック物理学研究所

所長：多辺 由佳 理工学術院教授

応用脳科学研究所

所長：熊野 宏昭 人間科学学術院教授

環境医科学研究所

所長：掛山 正心 人間科学学術院教授

凝縮系物質科学研究所

所長：山本 知之 理工学術院教授

言語情報研究所

所長：乙黒 亮 法学学術院教授

構造生物・創薬研究所

所長：佐藤 政充 理工学術院教授

時間栄養学研究所

所長：柴田 重信 理工学術院教授

消費者行動研究所

所長：守口 剛 商学学術院教授

睡眠研究所

所長：西多 昌規 スポーツ科学学術院准教授

組織経済実証研究所

所長：大湾 秀雄 政治経済学術院教授

波動場・コミュニケーション科学研究所

所長：及川 靖広 理工学術院教授

複雑系高等学術研究所

所長：山崎 義弘 理工学術院教授

流体数学研究所

所長：柴田 良弘 理工学術院教授

重点養成プロジェクト研究所

アンビエントロニクス研究所

所長：渡邊 孝信 理工学術院教授

イノベーション研究所

所長：山野井 順一 商学学術院教授

学際融合脳科学研究所

所長：井上 貴文 理工学術院教授

ソーシャル&ヒューマン・キャピタル研究所

所長：野口 晴子 政治経済学術院教授

熱エネルギー変換工学・数学融合研究所

所長：齋藤 潔 理工学術院教授

ヒューマンパフォーマンス研究所

所長：川上 泰雄 スポーツ科学学術院教授

総合研究機構研究誌「プロジェクト研究」投稿要領

1. 投稿責任者

- (1) 投稿責任者は、プロジェクト研究所の研究所員（常勤研究員、研究助手を含む）、非常勤研究員および招聘研究員とします。

2. 投稿原稿の区分

- (1) 投稿区分は、研究論文、研究ノート、研究活動報告の3種類とします。
- (2) 審査選考委員会の審査により、投稿時の区分と異なる区分での掲載を提案させていただく場合があります。

3. 投稿方法

- (1) 投稿は、所属するプロジェクト研究所長または本学専任教員である研究所員の推薦を得て申請してください。
- (2) 投稿原稿（以下「原稿」という。）は、未発表（電子媒体を含む）であり、かつ、他誌で査読中でないものに限りします。
- (3) 原稿に剽窃が認められた場合は掲載いたしません。
- (4) 投稿は、投稿責任者1名につき1篇を原則とします。
- (5) 投稿申請書、本投稿要領、執筆要領等は、総合研究機構ホームページに掲載します。
- (6) 投稿責任者は、投稿締切日までに総合研究機構事務所へ、投稿申請書の原本を持参あるいは郵送で提出、また、原稿データはメールで提出してください。なお、申込時に提出された原稿データの返却はいたしません。

4. 原稿の内容とページ数

- (1) 原稿の内容は、投稿責任者が所属するプロジェクト研究所のプロジェクトに関する研究とします。
- (2) 原稿に使用する言語は、日本語または英語とします。
- (3) 原稿の本文は、A4版2段組横書きで10ページを上限とします。（図表を含む）
※文字サイズは9ptとし、日本語の場合は1行25文字×40行×2段＝2,000文字で作成ください。

5. 掲載決定と掲載原稿データの提出

- (1) 掲載が決定した場合、投稿責任者にメールで通知します。所定の期日までに掲載原稿データを提出してください。
- (2) 上記(1)の通知で、審査選考委員会から加筆・修正を求められた場合は、所定の期日までに、加筆・修正後の原稿データを提出してください。

6. 掲載決定後の校正

- (1) 掲載が決定した研究論文、研究ノート、研究活動報告の執筆者校正は、原則として初校のみとさせていただきます。

7. 掲載誌と抜刷りについて

- (1) 投稿責任者が所属するプロジェクト研究所あてに、基本的には冊子本体5部及び抜刷り30部を配付させていただきます。抜刷りについては増刷が可能ですので、ご希望の方は掲載決定時にお申し出ください。なお、増刷の経費及び海外への発送等にかかる経費は、投稿責任者所属プロジェクト研究所の負担とさせていただきます。
- (2) 機構誌に掲載する研究論文、研究ノート、研究活動報告の抜刷りには、投稿受付日および採択決定日を記載します。

8. その他

- (1) 投稿締切日、本投稿要領、執筆要領等を改訂した場合は、これらを早稲田大学総合研究機構のウェブサイト上にて公開します。（<https://www.waseda.jp/inst/cro/>）
- (2) 機構誌に掲載されました作品は、総合研究機構ホームページにも掲載いたします。

以 上

早稲田大学総合研究機構著作権規程

(趣旨)

第1条 本規程は、早稲田大学総合研究機構（以下「機構」という。）の研究誌である「プロジェクト研究」（以下「研究誌」という。）に投稿された論文の著作権の帰属について、著作者および本機構間の権利関係を明確にし、適正な運用を図ることを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 著作者は、研究誌に投稿した論文・研究ノート・研究活動報告（以下「作品」という。）に関する一切の著作権（著作権法第27条および第28条を含む。）を無償で機構に譲渡し、機構が当該論文を受領した時点で、著作権は機構に帰属する。ただし、作品が研究誌に掲載されない旨が決定された場合は、著作者に対してその決定通知の発信と同時に、著作権は著作者に返還されるものとする。

2 前項の著作権とは、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）および第28条（二次的著作物の利用に関する原著者の権利）をいう。

(電子化等の許諾)

第3条 機構は、著作者から作品を受付ける際には、作品の電子化による複製ならびに「早稲田大学リポジトリシステム」への登録および公開による公衆送信について、著作者が電子化等の許諾をしたものとみなす。

(著作者人格権)

第4条 著作者は、機構へ投稿し、著作権を譲渡した作品の著作者人格権を行使しないものとする。

2 機構は、著作権を行使する場合は、著作者の名誉・声望を害することのないよう十分に配慮するものとする。

(著作権の管理)

第5条 第三者から著作物の利用申請があった場合は、機構が、その裁量により適当と認めた者について利用を許諾することができる。これにより、対価が発生した場合は、機構がこれを収受し、機構活動にのみ使用するものとする。

2 機構は、第三者による著作権侵害等の違法行為を防止するため、適切であると判断する措置を講ずることができる。

(著作物の利用)

第6条 著作者は、著作者自身が自ら作品の全部または一部を、著作権法で認められている一定の範囲内で利用する場合は、機構の許諾を必要としない。

2 著作者は、前項の利用を行なう際には研究誌名および当該作品が掲載された刊・号を明示しなければならない。

3 著作者は、当該作品を、他の学会誌ならびに学術誌等に重ねて投稿することはできない。

(著作者の責任)

第7条 研究誌に投稿された作品が第三者の著作権およびその他の権利を侵害した場合は、その一切の責任を、著作者が負うものとする。

(その他事項)

第8条 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については、著作権法に拠るものとする。

休刊のお知らせ

本誌『プロジェクト研究』は、2006年3月の創刊以来、プロジェクト研究所の所員により投稿された研究論文、研究ノート、研究活動報告や成果報告会を、広く社会へ発信するための役割を担ってまいりましたが、本号をもちまして、当面の間、休刊とさせていただきます。

この15年間で、世の中は大きく様変わりしましたところ、多種多様な社会ニーズに対応するため、これまでの情報発信のあり方を再考し、新たな取り組みに邁進する所存でございますので、これからも変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、これまで本誌を支えていただいた読者の皆様、ご寄稿いただいた執筆者の皆様、ならびに関係者の皆様に衷心より感謝申し上げます。

プロジェクト研究 第16号

2022年3月 発行

発行者 早稲田大学総合研究機構

機構長 川 上 泰 雄

発行所 早稲田大学総合研究機構

〒162-0041

東京都新宿区早稲田鶴巻町513番地

早稲田大学120-5号館201室

TEL 03-5286-1656

FAX 03-5286-9830

印刷所 株式会社 正 文 社



Waseda University
Comprehensive Research Organization